

第6次高崎市障害者福祉計画

令和3年度～令和8年度(2021年度～2026年度)

高 崎 市

はじめに



高崎市では、子どもやお年寄り、障害のある方、仕事をしながら子育てを
する方など、すべての市民の皆さんが、安心して心豊かに暮らせる都市の実現の
ため、支えが必要な人や守るべき人たちへの「やさしい眼差しに満ちた市政」
を推進しています。

障害者施策においては、障害の有無にかかわらず、本人やご家族等の様々
な不安や心配事、悩み事に対し、ワンストップで相談を受け、対応を助言し、関
係機関等に繋ぐコーディネートを行なう総合相談窓口として、障害者支援S
Sセンター「ばる〜ん」を平成30年5月に開設するなど、本市独自の支援事
業に取り組んでおります。

この障害者福祉計画は、保健、医療、福祉、教育、療育、就労、安全対策な
ど、障害のある人に関する幅広い分野の施策についての総合的な指針として、
すべての市民が、地域で生きがいを持って、安心・安全に生活ができるまちづ
くりの実現を目指して策定いたしました。計画期間は令和3年度から令和8年
度までの6年間とし、計画に基づき施策の充実を図るとともに、人にやさしい
思いやりのあるまちづくりを積極的に進めてまいります。

最後に、計画の策定にあたりまして、多大なご協力を賜りました高崎市障害
者支援協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見
をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年3月

高崎市長 富岡 賢治

目 次

第1章 総論	1
第1項 計画の策定にあたって	
計画策定の趣旨	3
計画の位置づけ	4
計画期間	5
障害のある人（障害者）の定義	5
関連計画等の状況	6
第2項 計画の概要	
基本理念	7
基本目標	7
施策体系	10
第2章 障害のある人をめぐる状況	11
第1項 人口構造	
高崎市の人口	13
第2項 高崎市の障害のある人の状況	
身体障害者	14
知的障害者	16
精神障害者	17
全体	20
第3章 各論	21
第1項 障害者の人権を守る社会の確立	
(ア) 権利擁護の推進	23
(イ) 虐待防止の徹底	25
(ウ) 差別の解消促進	27
第2項 障害者の理解と交流の促進	
(ア) 理解を深める施策の推進	28
(イ) 交流の機会や場の創出	32
第3項 障害者の支援体制の充実	
(ア) 不安・心配の解消を図る家族支援の強化	35
(イ) 相談支援に係るコーディネート力の強化	37

(ウ)	障害福祉サービス等の質の向上	39
(エ)	社会生活へ向けた移行支援の推進	42
(オ)	感染症対策の充実と徹底	44
第4項	障害者の就労と社会参加の促進	
(ア)	就労の場の整備	45
(イ)	就労と定着支援の推進	46
(ウ)	障害者の収入増加を図る施策の推進	49
(エ)	様々な分野で活躍できる機会の確保	50
第5項	地域生活支援拠点の充実	
(ア)	相談支援体制の強化	54
(イ)	緊急時の受入体制の確保	56
(ウ)	社会的な自立を目指す体験の機会の提供	57
(エ)	障害の重度化等に対応する専門的人材の確保と養成	58
(オ)	地域で支える連携体制の整備	59
第6項	早期療育等への支援の充実と関係機関との連携強化	
(ア)	早期療育の充実	60
(イ)	家庭における早期療育の支援の促進	62
(ウ)	家庭・教育・保育をめぐる支援の推進	63
(エ)	保健・医療との連携強化	66
(オ)	医療的ケアが必要な方への支援の強化	69
第7項	障害者の生活環境の整備	
(ア)	災害時等の支援体制の整備推進	70
(イ)	バリアフリーやユニバーサルデザインの促進	72
(ウ)	住環境の整備推進	74
(エ)	移動環境の整備推進	75
(オ)	コミュニケーション環境の整備推進	77
	用語の説明	79

第1章 総論

第 1 項 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき平成 9 年に「高崎市障害者福祉計画～心を通わせ共に生きるために～」を策定し、平成 14 年に「第 2 次高崎市障害者福祉計画～誰もがいきいきと安心して生活できるまちたかさき～」、平成 19 年に「第 3 次高崎市障害者福祉計画～ともに生き支えあうまちたかさき～」、平成 24 年に「第 4 次高崎市障害者福祉計画」、そして平成 29 年に「第 5 次高崎市障害者福祉計画～思いやりのあるまちづくりに向けて～」を策定し、様々な障害者施策を推進してまいりました。このたび、第 5 次高崎市障害者福祉計画の期間満了にともない、令和 3 年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

計画では、本市の障害者施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービス等の提供についても定め、障害者施策の総合的な推進を図っています。

計画の位置づけ

第6次高崎市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として策定するものです。障害のある人の社会参加やまちづくり等、本市の障害者施策の基本的な方向性や総合的、中長期的な目標を定めたものです。

一方、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画です。3年を1期として本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の見込量やそれらを実施するために必要な施策等を定めたもので、実施計画としての性格を持っています。

○障害者基本法（障害者基本計画等）

第11条（抜粋）

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（以下省略）

○児童福祉法（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（以下省略）

計画期間

第6次高崎市障害者福祉計画は令和3年度から令和8年度までの6年間です。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計 画 の 区 分	第4次高崎市 障害者福祉計画					第5次高崎市 障害者福祉計画				第6次高崎市 障害者福祉計画					
	第3期高崎市 障害福祉計画			第4期高崎市 障害福祉計画		第5期高崎市 障害福祉計画			第6期高崎市 障害福祉計画		第7期高崎市 障害福祉計画				
								第1期高崎市 障害児福祉計画		第2期高崎市 障害児福祉計画		第3期高崎市 障害児福祉計画			

障害のある人（障害者）の定義

本計画における「障害のある人（障害者）の定義」は障害者基本法第2条の規定で定義されているとおりとします。

ただし、具体的な事業の対象となる障害のある人（障害者）の範囲は、個別の法令等の規定によります。

○障害者基本法

（定義）

第2条（抜粋）

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

関連計画等の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
国	障害者基本法											
	障害者総合支援法											
	障害者虐待防止法											
	障害者優先調達法											
	障害者差別解消法											
	バリアフリー新法											
県	バリアフリーぐんま 障害者プラン6		バリアフリーぐんま 障害者プラン7			バリアフリーぐんま 障害者プラン8						
市	高崎市第5次総合計画			高崎市第6次総合計画								
市 障害福祉課	第4次高崎市 障害者福祉計画		第5次高崎市障害者福祉計画				第6次高崎市障害者福祉計画					
	第4期高崎市 障害福祉計画		第5期高崎市 障害福祉計画			第6期高崎市 障害福祉計画		第7期高崎市 障害福祉計画				
				第1期高崎市 障害児福祉計画			第2期高崎市 障害児福祉計画		第3期高崎市 障害児福祉計画			
市 長寿社会課	高崎市高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画			高崎市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画			高崎市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画					
市 介護保険課												
市 社会福祉課	第2次高崎市地域福祉計画 地域福祉活動計画			第3次高崎市地域福祉計画 地域福祉活動計画								
市 こども家庭課	第1期高崎市子ども・子育て 支援事業計画				第2期高崎市子ども・子育て 支援事業計画							
市 都市計画課	高崎市交通バリアフリー基本構想 (高崎駅周辺地区・総合文化センター及び総合福祉センター周辺地区) 高崎市バリアフリー基本構想(新町駅周辺地区)											
市 職員課	高崎市障害者活躍推進計画											
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8

第2項 計画の概要

基本理念

～ 思いやりのあるまちづくりに向けて ～

本計画は障害の有無にかかわらず、あらゆる市民が、地域で生きがいを持って、安心・安全に生活ができる思いやりのあるまちづくりの実現に向け、様々な施策を推進します。

基本目標

基本理念である「思いやりのあるまちづくりに向けて」を目指し・実践するため、次の3項目を基本目標として掲げます。

基本目標 1	親亡き後も安心・安全に暮らせるまちを目指して
基本目標 2	社会の一員として活躍できるまちを目指して
基本目標 3	地域で支え合うまちを目指して

さらに基本目標を実現するため、7項目からなる施策体系と、具体的な各施策の方向性を次のとおり定めるものとします。

1. 障害者の人権を守る社会の確立

日常生活を送る上で、意思決定が困難な障害のある人の権利を擁護します。また、虐待の防止と障害を理由とする差別の解消に取り組みます。

施策の方向性

- ・ 権利擁護の推進
- ・ 虐待防止の徹底
- ・ 差別の解消促進

2. 障害者の理解と交流の促進

障害のある人が豊かで潤いのある生活を送れるように、また、互いの個性を尊重し合い暮らしていける社会にするため、障害理解と地域住民との交流の促進を図ります。

施策の方向性

- ・ 理解を深める施策の推進
- ・ 交流の機会や場の創出

3. 障害者の支援体制の充実

障害のある人が住みなれた地域で自立した生活を送るため、気軽に利用できる相談体制と安心して利用できるサービスの充実を図ります。

施策の方向性

- ・不安・心配の解消を図る家族支援の強化
- ・相談支援に係るコーディネート力の強化
- ・障害福祉サービス等の質の向上
- ・社会生活へ向けた移行支援の推進
- ・感染症対策の充実と徹底

4. 障害者の就労と社会参加の促進

障害があっても能力や適性に合った就労への実現をめざし、支援を行います。また、自分らしくいきいきとした生活を送れるよう、日中活動の充実の支援を行います。

施策の方向性

- ・就労の場の整備
- ・就労と定着支援の推進
- ・障害者の収入増加を図る施策の推進
- ・様々な分野で活躍できる機会の確保

5. 地域生活支援拠点の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害のある人やその家族の緊急事態に対応するため、地域生活支援拠点の充実に努めます。

施策の方向性

- ・相談支援体制の強化
- ・緊急時の受入体制の確保
- ・社会的な自立を目指す体験の機会の提供
- ・障害の重度化等に対応する専門的人材の確保と養成
- ・地域で支える連携体制の整備

6. 早期療育等への支援の充実と関係機関との連携強化

市民一人一人が地域社会で安心して暮らしていけるよう、保健、医療の充実に努めます。また、障害のある児童に対して早期の支援の充実に図り、能力を最大限伸ばしていけるよう教育と療育の充実に図ります。

施策の方向性

- ・早期療育の充実
- ・家庭における早期療育の支援の促進
- ・家庭・教育・保育をめぐる支援の推進
- ・保健・医療との連携強化
- ・医療的ケアが必要な方への支援の強化

7. 障害者の生活環境の整備

障害のある人が地域社会で安心して快適な生活が送れるよう適切な住まいや生活環境の整備に努めます。また、バリアフリー、ユニバーサルデザイン環境の整備を進めるとともに情報のバリアフリー化や災害時の支援体制整備、移動手段の整備を図ります。

施策の方向性

- ・災害時等の支援体制の整備推進
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの促進
- ・住環境の整備推進
- ・移動環境の整備推進
- ・コミュニケーション環境の整備推進

施策体系

【基本理念】 思いやりのあるまちづくりに向けて

基本目標		施策体系	施策の方向
<p>親亡き後も安心・安全に暮らせるまちを目指して</p> <p>社会の一員として活躍できるまちを目指して</p> <p>地域で支え合うまちを目指して</p>		1 障害者の人権を守る社会の確立	(ア)権利擁護の推進 (イ)虐待防止の徹底 (ウ)差別の解消促進
		2 障害者の理解と交流の促進	(ア)理解を深める施策の推進 (イ)交流の機会や場の創出
		3 障害者の支援体制の充実	(ア)不安・心配の解消を図る家族支援の強化 (イ)相談支援に係るコーディネート力の強化 (ウ)障害福祉サービス等の質の向上 (エ)社会生活へ向けた移行支援の推進 (オ)感染症対策の充実と徹底
		4 障害者の就労と社会参加の促進	(ア)就労の場の整備 (イ)就労と定着支援の推進 (ウ)障害者の収入増加を図る施策の推進 (エ)様々な分野で活躍できる機会の確保
		5 地域生活支援拠点の充実	(ア)相談支援体制の強化 (イ)緊急時の受入体制の確保 (ウ)社会的な自立を目指す体験の機会の提供 (エ)障害の重度化等に対応する専門的人材の確保と養成 (オ)地域で支える連携体制の整備
		6 早期療育等への支援の充実と関係機関との連携強化	(ア)早期療育の充実 (イ)家庭における早期療育の支援の促進 (ウ)家庭・教育・保育をめぐる支援の推進 (エ)保健・医療との連携強化 (オ)医療的ケアが必要な方への支援の強化
		7 障害者の生活環境の整備	(ア)災害時等の支援体制の整備推進 (イ)バリアフリーやユニバーサルデザインの促進 (ウ)住環境の整備推進 (エ)移動環境の整備推進 (オ)コミュニケーション環境の整備推進

第2章 障害のある人をめぐる状況

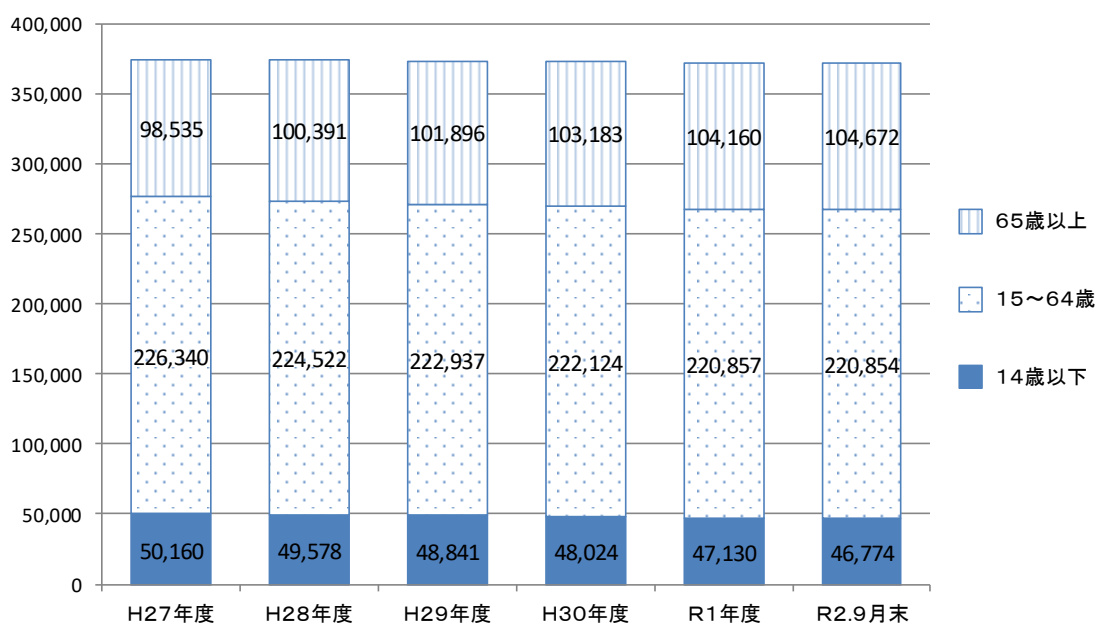
第1項 人口構造

高崎市の人口

日本の人口は平成20年から減少に転じており、本市においても、平成23年度末の375,041人をピークに減少しております。

令和2年9月30日現在の本市の総人口は372,300人です。過去5年間の統計から、年齢構成の14歳以下の年少人口と、15～64歳までの生産年齢人口が年々減少しているのに対し、65歳以上の老年人口が増加しています。今後も老年人口の割合はさらに増加するものと思われまます。

高崎市人口の推移



(単位:人)

年度	14歳以下	15～64歳	65歳以上	全体
H27年度	50,160	226,340	98,535	375,035
H28年度	49,578	224,522	100,391	374,491
H29年度	48,841	222,937	101,896	373,674
H30年度	48,024	222,124	103,183	373,331
R1年度	47,130	220,857	104,160	372,147
R2.9月末	46,774	220,854	104,672	372,300

(各年度末時点)

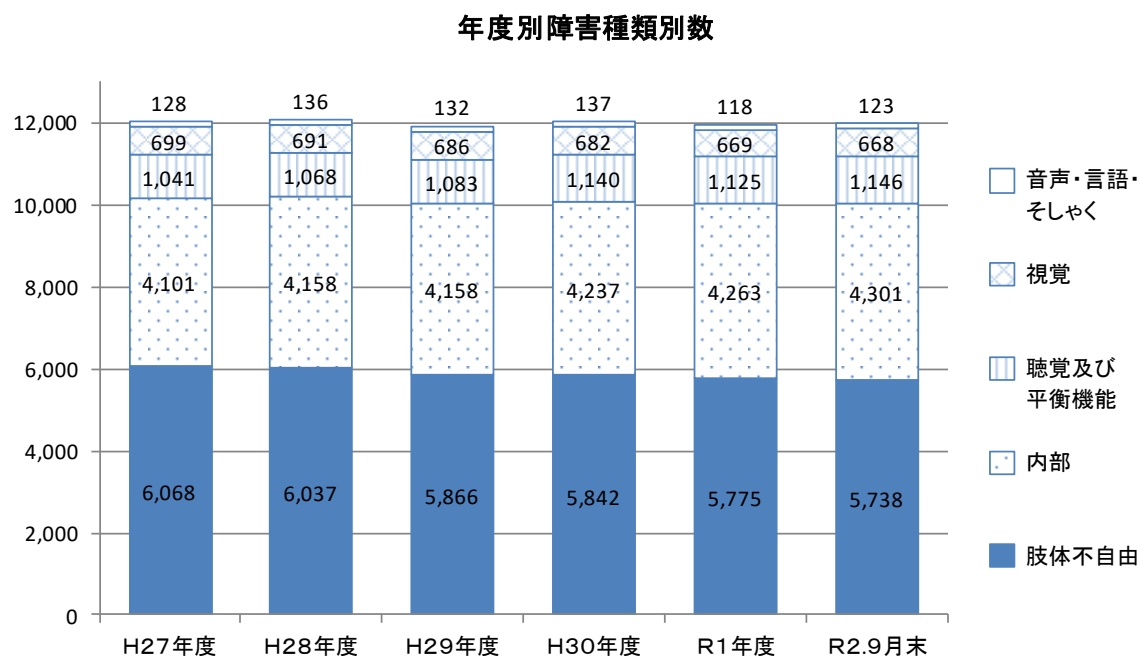
第2項 高崎市の障害のある人の状況

身体障害者

近年の状況を見ると、身体障害者手帳の所持者数は約12,000人と、人口の3.2%前後を推移しています。

1. 年度別障害種類別数

障害種類は肢体不自由と内部障害が多くを占めています。近年の状況では毎年多少の増減はみられるものの、ほぼ均衡状態にあります。



(単位: 人)

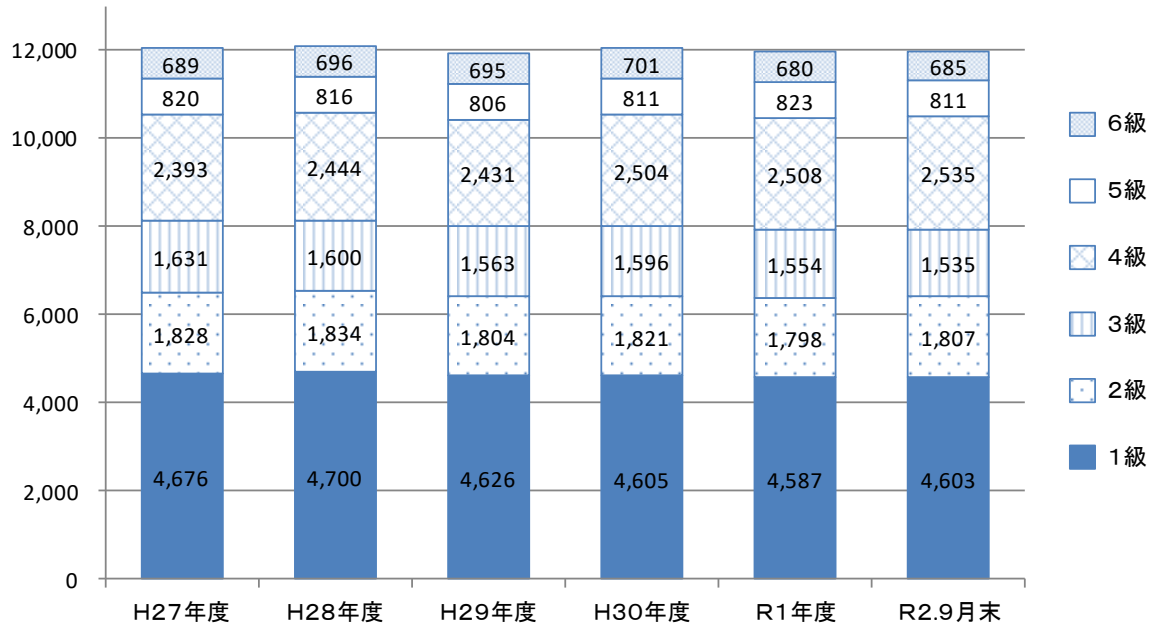
年度	肢体不自由	内部	聴覚及び平衡機能	視覚	音声・言語・そしゃく	全体
H27年度	6,068	4,101	1,041	699	128	12,037
H28年度	6,037	4,158	1,068	691	136	12,090
H29年度	5,866	4,158	1,083	686	132	11,925
H30年度	5,842	4,237	1,140	682	137	12,038
R1年度	5,775	4,263	1,125	669	118	11,950
R2.9月末	5,738	4,301	1,146	668	123	11,976

(各年度末時点)

2. 年度別等級別数

身体障害者手帳の所持者数約12,000人のうち、重度障害者である1級・2級の手帳所持者の割合は54%前後を推移しています。

年度別等級別数



年度	← 重度 → 軽度 (単位:人)						全体
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
H27年度	4,676	1,828	1,631	2,393	820	689	12,037
H28年度	4,700	1,834	1,600	2,444	816	696	12,090
H29年度	4,626	1,804	1,563	2,431	806	695	11,925
H30年度	4,605	1,821	1,596	2,504	811	701	12,038
R1年度	4,587	1,798	1,554	2,508	823	680	11,950
R2.9月末	4,603	1,807	1,535	2,535	811	685	11,976

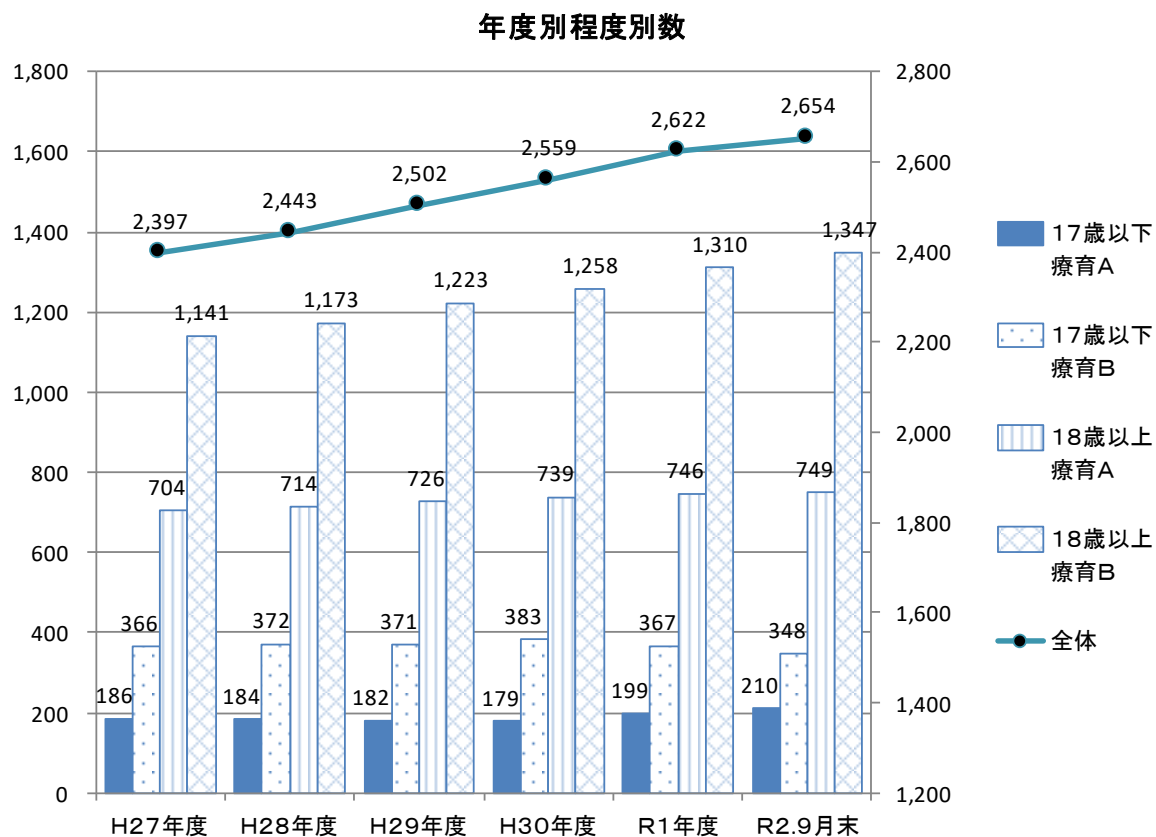
(各年度末時点)

知的障害者

近年の状況を見ると、療育手帳の所持者数は年々増加しており、令和2年9月末現在2,654人と、人口の約0.7%を占めています。

年度別程度別数

療育手帳の所持者状況は、17歳以下についてはほぼ変化がありませんが、18歳以上については療育手帳の所持者数が年々増えています。結果として、全体的に所持者数は年々増加傾向にあります。



「療育A」最重度～重度 「療育B」中度～軽度 (単位:人)

年度	17歳以下		18歳以上		全体
	療育A	療育B	療育A	療育B	
H27年度	186	366	704	1,141	2,397
H28年度	184	372	714	1,173	2,443
H29年度	182	371	726	1,223	2,502
H30年度	179	383	739	1,258	2,559
R1年度	199	367	746	1,310	2,622
R2.9月末	210	348	749	1,347	2,654

(各年度末時点)

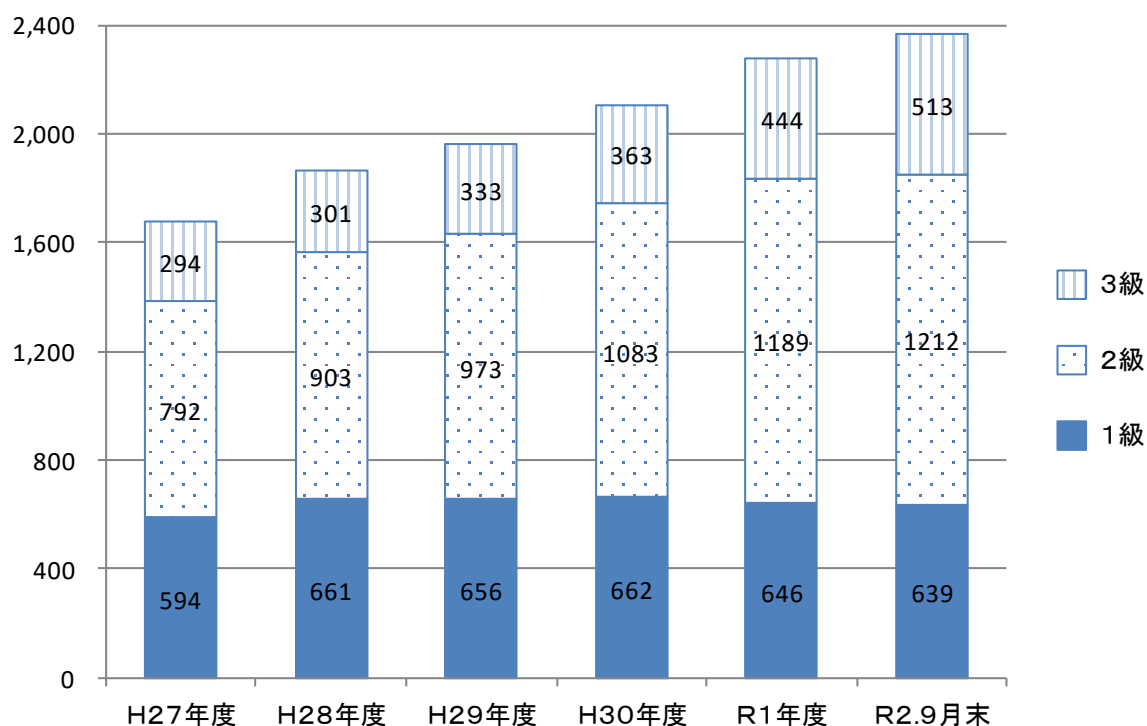
精神障害者

近年の状況を見ると、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、令和2年9月末現在2,364人と、人口の約0.6%を占めています。

1. 精神障害者保健福祉手帳 年度別等級別数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、人口に対する割合も増加しています。

精神障害者保健福祉手帳 年度別等級別数



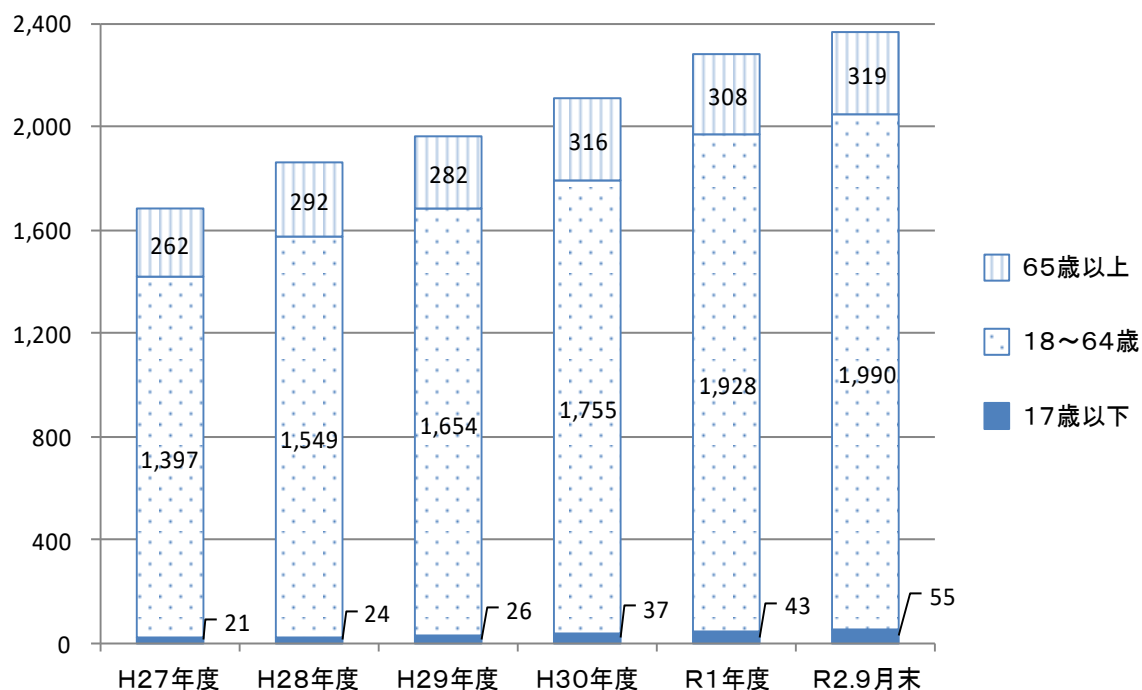
年度	重度 ← → 軽度			全体
	1級	2級	3級	
H27年度	594	792	294	1,680
H28年度	661	903	301	1,865
H29年度	656	973	333	1,962
H30年度	662	1,083	363	2,108
R1年度	646	1,189	444	2,279
R2.9月末	639	1,212	513	2,364

(各年度末時点)

2. 精神障害者保健福祉手帳 年度別年齢別数

全ての年齢区分において所持者数は増加傾向にあり、特に18～64歳の所持者数が大きく伸びています。

精神障害者保健福祉手帳 年度別年齢別数



(単位:人)

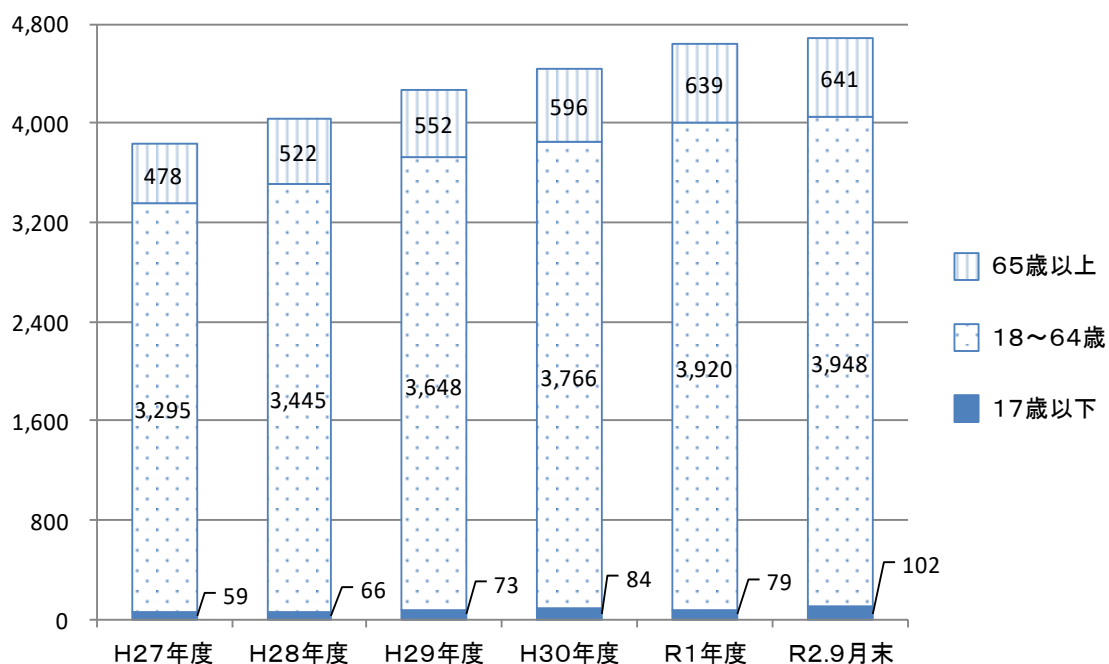
年度	17歳以下	18～64歳	65歳以上	全体
H27年度	21	1,397	262	1,680
H28年度	24	1,549	292	1,865
H29年度	26	1,654	282	1,962
H30年度	37	1,755	316	2,108
R1年度	43	1,928	308	2,279
R2.9月末	55	1,990	319	2,364

(各年度末時点)

3. 精神通院医療 年度別年齢別数

精神通院医療受給者証の所持者数は増加傾向にあり、令和2年9月末時点の人口に対する精神通院医療受給者証の所持者の割合は約1.26%となっています。

精神通院医療 年度別年齢別数



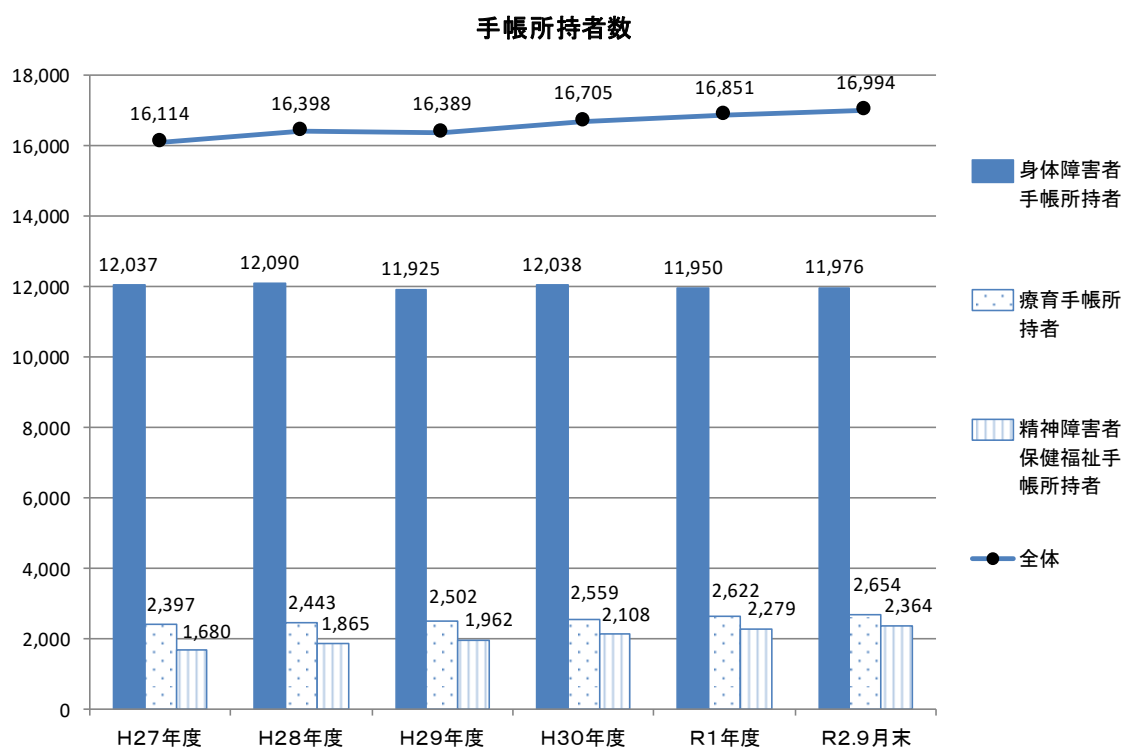
(単位: 人)

年度	17歳以下	18～64歳	65歳以上	全体
H27年度	59	3,295	478	3,832
H28年度	66	3,445	522	4,033
H29年度	73	3,648	552	4,273
H30年度	84	3,766	596	4,446
R1年度	79	3,920	639	4,638
R2.9月末	102	3,948	641	4,691

(各年度末時点)

全体

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳所持者数の合計となります。手帳所持者数は約17,000人で、令和2年9月末時点の人口に対して約4.6%となっており、手帳所持者の割合は増加傾向にあります。



(単位:人)

年度	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	全体
H27年度	12,037	2,397	1,680	16,114
H28年度	12,090	2,443	1,865	16,398
H29年度	11,925	2,502	1,962	16,389
H30年度	12,038	2,559	2,108	16,705
R1年度	11,950	2,622	2,279	16,851
R2.9月末	11,976	2,654	2,364	16,994

(各年度末時点)

第3章 各論

第1項 障害者の人権を守る社会の確立

(ア) 権利擁護の推進

現状と課題

- ・障害のある人の「親亡き後」や重度化・高齢化により、意思決定が困難な知的障害や精神障害のある人の買い物や、金銭・財産管理、福祉サービスの利用契約等への支援が必要となっています。
- ・意思決定が困難な方が地域で安心して生活するための制度として成年後見制度のほか、日常生活自立支援事業があります。
- ・日常生活自立支援事業については、成年後見制度の利用まで至らないケースが多く、支援方法が難しい方への適切な支援が必要です。

施策の方向性

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業について、関係機関や広報等を通じて積極的な周知を図ります。また、成年後見制度については今後も需要が増す見込みであり、制度の普及には市民後見人の活動が重要です。そのため、障害者支援協議会において制度の利用促進について引き続き協議を行うとともに、市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の育成を図ります。
- ・成年後見制度の活用が必要であるにもかかわらず、経済的な理由で利用が困難な方には、申立て費用等の助成を行います。
- ・成年後見制度の利用促進について相談支援事業所、福祉施設、地域の民生委員・児童委員等と連携を図り、利用の必要性のある方の情報を基に各制度の申立てや利用について促します。
- ・身寄りのない方や親族の協力が得られない方等、申立人がいない場合については、「市長申立て」を行います。
- ・市役所窓口のほか、障害者支援SOSセンターや委託相談支援事業所にて権利擁護、成年後見等に関する相談を受け付け、課題を整理し、関係機関に繋げる取組を行います。
- ・権利擁護についての市民啓発や勉強会等を行い、広く制度の周知を図ります。
- ・日常生活自立支援事業については、広報等で周知を図るとともに、必要な方に支援が届くよう、社会福祉協議会等と連携を図りながら事業を推進していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
1-ア-1	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用が困難な障害のある人に対し、申立て費用等の助成や市長申立て等必要な支援を行います。	市【継続】
1-ア-2	相談窓口の設置	権利擁護等に関する相談窓口を設置し、様々な課題の解決を図ります。	市【継続】
1-ア-3	市民後見人養成講座	成年後見制度や市民後見人の役割等に関する講座を開催し、市民後見人の確保を図ります。	市【継続】
1-ア-4	日常生活自立支援事業	本人では十分な判断が難しい高齢者や障害のある人に対して、福祉制度の利用手続きや各種契約のための相談、付き添い、金銭の管理等を、社会福祉協議会に配置されている生活支援員が行います。	社会福祉協議会 【継続】
1-ア-5	権利擁護の周知	権利擁護についての市民啓発、勉強会の開催及び関係機関との連携を行い、広く制度の周知を図ります。	市【継続】

(イ) 虐待防止の徹底

現状と課題

- ・ 障害者虐待防止法に基づき障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待を発見した人からの通報と虐待を受けた障害のある人からの届出を受理し、その対応に努めています。
- ・ 年々増加する児童虐待に対応するため、こども救援センターを設置し、児童虐待に対する対応や、子育てに関する悩み事等を抱える保護者からの相談を受け付けています。
- ・ 通報・届出件数は年々増加していますが、障害のある人に対する虐待は表面化しにくく、発見が遅れる可能性があります。地域住民や障害者施設関係者等の虐待防止に対する意識を高め、発見や通報をしやすくする仕組みづくりが必要です。
- ・ 障害者虐待では、虐待をしてしまう側の養護者や障害者施設職員にも支援が必要な場合が多く、介護疲れや知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害等様々な要因が絡み合っています。養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援する等、障害者虐待を防止するための対策が必要です。
- ・ 障害者施設職員向けの虐待防止に関する研修の開催にあたっては、参加者の役職・年齢・勤務歴等に応じた研修の実施が必要です。

施策の方向性

- ・ 通報・届出先及び相談・支援窓口として24時間365日対応の障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人への安全及び実情を速やかに確認するとともに、緊急性が認められる場合には被虐待者の緊急一時保護に努めます。
- ・ こども救援センターにおいて、虐待が疑われる家庭への働きかけをはじめ、引き続き子育てに関する不安や悩み事等を抱える保護者からの相談を24時間365日受け付け、保護者及び子どもが安心した生活を送れるよう取り組んでいきます。
- ・ 障害者施設や民生委員・児童委員等地域住民との連携を図り、通報義務の周知と障害のある人の虐待の防止に努めます。
- ・ 地域における障害者虐待の防止、障害のある人の養護者に対する支援等について、障害者虐待防止対策協議会で協議するとともに、関係機関との連携を強化し、効果的な障害者虐待の防止対策を進めます。
- ・ 障害者虐待の防止については、継続した広報・啓発に努め、常に虐待防止の意識を高めることが重要です。そのため、広報高崎やホームページ等での周知を徹底します。
- ・ 障害者施設職員向けに具体的な事例検討を盛り込んだ研修会を実施します。今後は、各施設での役職や勤務歴により研修内容を分ける等効果的な方法を検討し、虐待防止の意識や障害理解の更なる徹底を図ります。
- ・ 障害者施設に対して虐待防止対策研修状況アンケートを実施し、その結果を公表することにより虐待防止の意識を高めます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
1-イ-1	障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待に関する相談・通報・届出等の窓口となる障害者虐待防止センターを24時間365日運営し、障害のある人の安全を守るための支援を行います。	市【継続】
1-イ-2	こども救援センターの運営	虐待が疑われる家庭への働きかけをはじめ、子育てに関する不安や悩み事等を抱える保護者からの相談を24時間365日受け付け、保護者及び子どもが安心した生活を送れるよう支援を行います。	市【継続】
1-イ-3	虐待一時保護の実施	虐待を受けている障害のある人の生命や財産を守るため一時保護を行い、今後の対応や支援を行います。	市【継続】
1-イ-4	関係機関との連携会議の開催	関係機関との連携強化、障害者虐待に関する情報収集・実態把握を行うとともに障害者虐待防止対策協議会を開催します。	市【継続】
1-イ-5	障害者施設職員のスキルアップに向けた研修の充実	障害者施設職員を対象とした、障害者虐待防止研修会や虐待防止対策研修状況アンケートを実施し、虐待防止の意識啓発を行います。	市【継続】
1-イ-6	虐待防止の周知・啓発	障害者施設職員、民生委員・児童委員及び養護者等に対し虐待防止に関する周知啓発を行うとともに、地域や市民への周知を図ります。	市【継続】

(ウ) 差別の解消促進

現状と課題

- ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けた方からの相談を随時受け付けるとともに、関係機関と連携を図り問題の解決に努めています。
- ・ 障害者差別解消法や身体障害者補助犬法等の周知が進んでいない状況があり、店舗や施設等の運営者の知識・理解不足による相談が寄せられています。

施策の方向性

- ・ 障害による差別のない共生社会の実現を推進するため、広報、ホームページ、チラシ等により障害者差別解消法等の周知を行い、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の必要性を啓発します。
- ・ 受け付けた相談に対し現場に出向き、運営者等へ制度の理解・啓発を行い、問題解決に向け取り組みます。
- ・ 平成28年4月に策定した職員対応要領に基づき職員研修を実施し、社会的障壁の除去に努めます。
- ・ 障害者支援協議会において、障害者差別の起こらない社会を目指し協議を行います。
- ・ 社会教育を通じて障害のある人の人権に対する理解や教育等の展開を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
1-ウ-1	関係機関との連携会議の開催及び制度の周知	障害者差別の起こらない共生社会を目指して、情報共有、制度の周知等について関係機関と連携を図りながら推進します。	市【継続】
1-ウ-2	障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮	職員対応要領に基づき、職員研修を実施し、合理的配慮等についての推進を行います。また、相談に対する支援を継続して実施していきます。	市【継続】
1-ウ-3	市立公民館福祉事業の充実	福祉ボランティアに関する知識を広げるとともに、社会貢献の意欲を養う講座を実施する等、障害福祉に関する事業の充実を図ります。	市【継続】

第2項 障害者の理解と交流の促進

(7) 理解を深める施策の推進

現状と課題

- ・こころの病や聴覚障害については見た目からは判断が難しいため、市民や市職員等に対する障害理解の啓発が必要です。
- ・障害のある人への接し方や障害特性に対する理解が不足し、相互に交流から遠ざかってしまう傾向があります。
- ・障害のある人をはじめとする誰もが、一般社会の中で共に生きる社会こそが本来の望ましい姿であるとするノーマライゼーションの考え方を広く周知する必要があります。
- ・平成29年4月に施行された手話言語条例に基づき、動画配信等による手話の普及に努めています。
- ・こころの病気の中で最も多いうつ病をはじめ、アルコール・ギャンブル等依存症、ひきこもり等が社会の中で問題となっています。さらに発達障害についても、学校等の集団生活や就労の場で生じたつまずきによる相談が寄せられています。
- ・引きこもりに関しては、相談等の支援に繋がらない傾向があり、内閣府が実施した調査結果では中高年層にも拡大していることが明らかになっており、本人及び家族への支援も必要となっています。

施策の方向性

- ・障害への理解促進のため、講演会やイベントを通じて普及啓発を図り、社会的障壁解消への働きかけを行います。
- ・包括的な支援体制の構築を図り、地域住民と協力し、地域共生社会の実現を推進していきます。
- ・様々な教育活動を通して、豊かな人間性・社会性や、ボランティア精神の育成を図ります。
- ・「点字広報」や「声の広報」、「公民館だより」、ホームページ、SNS等を利用し、障害のある人への情報提供をはじめ、市民に対する障害理解の啓発に努めます。
- ・より多くの方々が手話に興味を持っていただけるよう、手話動画の配信、手話講座・手話イベントの開催を通じて、手話に触れる機会を提供するとともに、積極的な広報活動に取り組みます。
- ・障害の有無にかかわらず誰もが生涯学習を受けられることができるよう、講師の人材派遣や人材登録の充実を図り、多様な学習ニーズに対応します。
- ・障害者支援SOSセンターでの相談受付をはじめ、個別相談（当事者教室や家族へのつ

- どい・交流会等)を定期的実施し、こころの病がある人の相談支援体制を確保します。
- ・こころの病がある人の病状の悪化や家族の疲弊を防ぐために、相談窓口の周知及び相談体制の強化を行います。併せて、医療機関や相談支援事業所と連携した支援を行います。
 - ・当事者の症状の安定、悪化予防及び家族の対応能力の向上を図るため、ピア・カウンセリングの推進に努めます。
 - ・精神疾患や精神障害は誰でもかかる可能性があり、身近で、社会問題にも繋がることへの理解を広めるために、様々な啓発活動を展開します。具体的には、出前講座や各種講演会を実施し、医師等の専門職による講話だけでなく当事者の生の声を発信することにより、精神疾患や精神障害に関する正しい知識・理解の普及に取り組みます。
 - ・市職員の市民対応力向上を目的とした研修を実施し、ノーマライゼーションの考え方や、障害特性に関する正しい理解に基づいた市民対応ができるよう、人材育成に取り組みます。
 - ・自殺については心の病気が大きく関連するため、不安や悩み事等に関する相談体制の強化を行うとともに、支援者の人材育成を図り、自殺予防を推進します。
 - ・子どもの自殺予防については、児童生徒を対象としたSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、周囲の大人がSOSを受け止めることができる体制づくりを推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
2-ア-1	障害に対する理解促進	障害への理解促進のため、講演会やイベント等、市民の誰もが参加し、ふれあうことのできる場をより一層充実し、多くの市民の参加を推進します。また、障害者支援SOSセンターや個別相談等、こころの病がある人の相談支援体制の強化及び周知を図ります。	市【継続】
2-ア-2	体験活動の促進	学校行事や体験的な活動、施設訪問等をはじめ、すべての教育活動を通して、他者を思いやる気持ちや奉仕の精神、社会連帯の意識と、豊かな人間性をもつ子どもの育成に努めます。	市【継続】
2-ア-3	ボランティア精神の育成	やるベンチャーウィーク実施事業等における体験学習や各校の特色を生かした交流活動、ボランティア活動等を推進し、障害のある人への思いやりや接し方を学ぶことで、ボランティア精神の育成を図り、豊かな人間性・社会性を育てます。	市【継続】

2-ア-4	福祉教育の推進	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における福祉教育の具体的実践を推進するため、年間指導計画の見直しや新しい福祉教育の手引き作成に努めます。	市【継続】
2-ア-5 【再掲】 (1-ウ-3)	市立公民館福祉事業の充実	福祉ボランティアに関する知識を広げるとともに、社会貢献の意欲を養う講座を実施する等、障害福祉に関する事業の充実を図ります。	市【継続】
2-ア-6	市立公民館事業の啓発広報活動	「公民館だより」等を通じて、障害の有無にかかわらず、市民の誰もが参加できる講座のお知らせや広報活動を行います。	市【継続】
2-ア-7	市行事のお知らせ	「点字広報」や「声の広報」、市ホームページ、ラジオ高崎等各種メディアを利用した啓発広報に努めます。	市【継続】
2-ア-8	障害理解に関する周知	障害又は障害のある人に対する正しい理解の促進と社会参加意欲の高揚等を目的として普及啓発活動を行います。特に福祉月間や障害者週間・障害者の日等の時期に合わせて、重点的に周知を行います。	市【継続】
2-ア-9	障害（者）理解教室事業	小・中学校の特別活動等を利用し、障害のある人への理解を深めるため、障害（者）理解教室を開催します。また、社会教育講座や民間団体等からの要請に対応します。	市【継続】
2-ア-10	自殺予防の推進	自殺予防のための講演会の開催やリーフレット等の配布を行うとともに、支援者の人材育成を行います。特に子どもに対しては、SOSの出し方の教育を推進するとともに、周囲の大人がSOSを受け止められる体制整備を行います。	市【継続】
2-ア-11	精神障害への理解を促すための啓発活動の推進	精神疾患で治療を受ける人が増加しているため、市民対象の精神保健に関する各種講演会を開催し、病気の予防やこころの健康増進に努めます。	市【継続】
2-ア-12	精神保健福祉講座の開設	市民及び障害者施設職員を対象とした、うつ病、依存症、ひきこもり、発達障害等に関する講座を開催します。	市【継続】

2-ア-13	職員研修の実施	市職員を対象に、障害のある人への理解を深める研修等を開催し、資質の向上を図ります。	市【継続】
2-ア-14	手話動画の配信	市民や市職員向けに、動画「やってみよう手話」を定期的に配信し、手話への理解や親しむきっかけ作りを行います。	市【継続】

(イ) 交流の機会や場の創出

現状と課題

ボランティア活動への参加の推進

- ・ 比較的自由な時間がとれる元気なシルバー世代が増加しており、生活の質の重視等を背景として、ボランティア活動への関心は高くなっています。
- ・ 障害者団体は、地域住民等と交流を図るべく多くのイベントを開催していますが、参加者を集めることに苦慮することがあります。一方、地域住民も参加してみたいという思いはあるものの、参加するきっかけをつかみにくいという状況があります。
- ・ ボランティア活動の充実のためには、市民のボランティア意識を啓発するだけでなく、意欲のある人がボランティア活動に参加しやすい環境の整備が必要です。
- ・ 障害のある人のボランティア活動へのニーズの把握とコーディネート、指導者の育成、団体間及び社会福祉協議会等との連携を図るネットワークの構築等が必要です。
- ・ 近年、活動期間が長いボランティア団体の中には、メンバーの高齢化や減少が生じています。

交流の場の提供

- ・ 地域住民と障害のある人の交流の場の提供については、各種イベントの支援や相互に参加しやすい配慮をすることが重要です。
- ・ 障害のある人の活動において、一般市民への周知が広く図れておらず、障害者施設職員や家族のみの参加が目立ちます。
- ・ 行政における相談体制だけでは様々な問題へ対処しきれない場合があり、民生委員・児童委員との連携が重要です。

施策の方向性

ボランティア活動への参加の推進

- ・ 市内の市民活動団体の活動内容等を広く紹介するとともに、各種講習会開催の充実を図り、ボランティア活動参加へのきっかけづくりや継続的な支援体制の構築に努めていきます。また、ニーズの把握に努め、ボランティア活動の充実を図ります。
- ・ ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動を行う人が地域で確実に結びつくよう、市民公益活動促進センター、社会福祉協議会のボランティアセンターについて周知を図ります。また、ボランティア活動の状況を広報し、市民の理解・協力・参加を求めていきます。
- ・ 市民公益活動団体の人材育成及びネットワークの形成について支援します。

交流の場の提供

- ・障害のある人と一般市民との交流を推進するために、障害に対する理解促進を図ります。
- ・障害のある人の活動を市民にアピールするイベント等の支援を行うほか、各障害者団体が開催する交流イベント等の情報を積極的に収集し、ホームページ等を通じて市民に幅広く周知するように努めます。また、障害のある人も、公民館を中心として開催されている地域交流イベントに参加、参画できるよう推進します。
- ・参加者の増加を図るため、障害のある人と一般市民との触れ合いを目的とした講座について、その内容や開催方法について検討を行います。
- ・市有施設や各種イベントを通じて、地域の住民と障害のある人の交流を推進します。
- ・行政にとどまらず地域においてよりよい相談支援が受けられるよう、市民の身近な相談窓口として活動する民生委員・児童委員の協力のもと、相談支援体制の充実を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
2-イ-1	ボランティア養成講座の実施	手話奉仕員養成講座、音訳ボランティア養成講座等を実施し、ボランティアの育成に努めます。	市【継続】
2-イ-2	ボランティア人材登録制度	登録済みの個人・団体に対し、本市等の事業・行事等におけるボランティア募集の情報を提供します。	市【継続】
2-イ-3	NPO法人・ボランティア団体交流会	ボランティア活動への理解を広め、より一層の市民参加を促進していきます。また、団体間のネットワーク形成も一層推進します。	市【継続】
2-イ-4	障害者団体が主催するイベント等の周知	障害のある人のイベントやスポーツ大会等の活動を広く市民に周知し、多くの市民の参加を促進します。	市【継続】
2-イ-5	地域との交流	公民館をはじめ、地域の各種団体等が主催する各種地域交流イベント（文化祭、運動会、二世代会交流会等）について、障害のある人の参加、参画を進めていきます。	市、 民生委員・ 児童委員、 生涯学習推進員 【継続】

2-イ-6	市有施設における交流の推進	地域活動支援センター、総合福祉センター等を活用して、地域の住民と障害のある人の交流を推進します。	市【継続】
2-イ-7	高崎ふれあいの広場における交流の促進	後援を行っている高崎ふれあいの広場において交流を促進します。	市・社会福祉協議会 【継続】
2-イ-8	民生委員・児童委員との連携	障害のある人の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員との連携を図ります。また、障害のある人を支援するため、福祉サービス等に係る情報を民生委員・児童委員に提供します。	市【継続】

第3項 障害者の支援体制の充実

(7)不安・心配の解消を図る家族支援の強化

現状と課題

- ・障害のある人の生活を支援するために、多様化するニーズに応え、様々なサービスを一体的・総合的に利用できるよう、相談支援体制をより充実していく必要があります。
- ・専門医・保健師・精神保健福祉士が精神障害のある人やその家族に対する支援策を講じており、より多くの人に周知し、参加してもらうよう推進しています。
- ・こころの病気である依存症は重大かつ深刻な問題に発展する場合があるため、早期の相談に繋がり、適切な支援が図れるよう、依存症に対する理解や周知を図る必要があります。
- ・精神障害のある人への適切な支援においては、支援者の精神保健の知識と対応能力の向上が求められるため、定期的な研修等の開催が求められています。
- ・障害のある人が長期で安定した就労に結びつくためには、継続的な就労するための支援及び就労後の支援が重要です。

施策の方向性

- ・障害者支援SOSセンターにおいて障害の有無を問わず不安や心配事、悩み事等をワンストップで受け付けるとともに、関係機関に繋げ、適切な支援が受けられるよう取り組みます。
- ・依存症を原因として引き起こされる重大かつ深刻な問題の発生を未然に防ぎ、適切な支援に繋げるための体制を整えます。
- ・障害のある人が長期で安定した就労に繋がるよう、企業や施設に対し、適切な支援を行います。
- ・専門医による相談や家族のつどい等を実施し、障害のある人本人や家族の不安・心配を解消するための支援の充実を図ります。
- ・民生委員・児童委員及び市職員を対象とした講座や研修を実施し、精神障害に関する理解を深めるとともに、支援体制の充実を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
3-ア-1	障害者支援 S O S セン ターの充実	障害者支援SOSセンターにおいて障害の有無を問わず不安や心配事、悩み事についてワンストップで受け付けるとともに関係機関に繋げ、適切な支援を受けられるよう取組を行います。また、令和3年度より手話通訳者の設置を行います。	市【継続】
3-ア-2	障害のある 人や家族へ の支援	当事者、家族に対する個別相談や各種教室を定期的に実施していきます。また、より多くの相談と参加が得られるよう、広く事業の周知、内容の充実を図ります。	市【継続】
3-ア-3	障害に対す る理解の周 知啓発	適切な対応や支援に繋がるよう、うつ病やひきこもり、依存症等、様々な障害に対する正しい知識の周知啓発を図ります。	市【継続】
3-ア-4	支援者の養成	障害のある人や家族支援のために、民生委員・児童委員等の支援者に対し知識習得と対応能力の向上のため、各種研修会を定期的に開催します。	市【継続】
3-ア-5	就労定着支 援サービス の充実	障害福祉サービスのひとつであり、一般企業に就労した障害のある人が職場で安定した就労を継続させ、生活が送れるよう本人を支援し、雇用者に対し助言等を行う就労定着支援事業の推進を図ります。	市【継続】

(イ)相談支援に係るコーディネート力の強化

現状と課題

- ・平成27年4月以降、障害福祉サービス等を利用する際にサービス等利用計画の作成が義務付けられ、相談支援専門員の役割が重要となりました。現在26か所の指定相談事業所がありますが、国の基準において、相談支援専門員1か月当たりの取扱件数の標準が定められたことにより、相談支援事業所の整備や相談支援専門員の人材育成を図る必要があります。
- ・各障害者団体から選出され、活動している障害者相談員への協力や理解を図るため、広く市民へ周知する必要があります。
- ・障害のある人の地域移行を推進するためには、民生委員・児童委員の協力等、地域における支援体制が求められています。

施策の方向性

- ・基幹相談支援センターや相談支援事業所の人材育成を図るとともに、困難事例への対応等、バックアップ体制の充実を図ります。
- ・市民、関係団体、行政等が互いに協働し、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりに努めます。
- ・障害者相談員の周知を行い、気軽に相談できる相談支援体制の推進を図ります。
- ・地域代表者が参画する障害者支援協議会において、地域における障害福祉に関する課題等の整理及び解消に向けた協議を行います。
- ・平成30年度に開設された総合相談窓口である障害者支援SOSセンターについて、広く周知を図ります。
- ・民生委員・児童委員をはじめ、市民に対し講演会や研修会を実施し、障害のある人への理解の普及啓発を推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
3-1-1	相談支援体制の整備と充実	専門職を配置する事業所に相談支援業務を委託し、障害のある人のニーズに対応した相談体制を整備します。併せて、処遇が困難なケース等への専門的な相談体制や権利擁護のための援助等、相談支援事業の充実を図ります。	市【継続】

3-イ-2	相談支援ネットワークの構築	障害者支援SOSセンター、高齢者あんしんセンター、子育てなんでもセンター、社会福祉協議会等が連携し、地域におけるネットワークを構築しながら、相談支援業務を行います。また、障害者相談員の周知を図り、地域等身近で気軽に相談できる支援体制の整備を推進します。	市【継続】
3-イ-3	障害者支援協議会の効果的な活用	障害者支援協議会において、障害福祉に関する課題の整理・協議を行います。	市【継続】
3-イ-4	民生委員・児童委員をはじめとする市民に向けた講演等の実施	身近な相談窓口である民生委員・児童委員をはじめ、市民に対する障害理解の普及啓発に努めます。	市【継続】
3-イ-5	相談支援体制の強化	総合相談窓口である障害者支援SOSセンターの周知を図ります。また、基幹相談支援センターでの相談支援体制の強化を行うとともに、市内相談支援事業所に対し研修を実施し、市内における相談支援体制の充実を図ります。	市【継続】

(ウ) 障害福祉サービス等の質の向上

現状と課題

- ・日中活動系サービス事業所や障害児通所支援事業所が増加傾向にあり、人材を確保する必要があります。
 - ・利用者やその家族からの相談内容やニーズを的確に把握し、支援を図る必要があります。
 - ・一対一で支援を行う訪問系サービスについては、支援方法や支援内容等、支援の質の均一化を図る必要があります。
 - ・短期入所については、緊急時等の必要な時に利用ができるようサービス提供体制を整備する必要があります。特に、強度行動障害や重度の障害のある児童の受入れ体制の整備が求められています。
 - ・障害の重度化等により、施設等への入所を希望する人への支援が求められています。
 - ・グループホームについては、障害の重度化に対応する施設へのニーズが寄せられています。
 - ・適切な支援が受けられるよう、各障害福祉サービス等を提供する施設の特色（支援内容等）について広く周知する必要があります。
 - ・障害児通所支援事業については、利用者数の増加に伴い人材の確保が求められています。
 - ・各施設職員の質の向上に向け、他の施設との交流や支援方法を学ぶ機会を提供する必要があります。
 - ・多様化するニーズに応じたサービス提供体制の構築を図り、サービスの質の確保を図るため、施設の指定基準の明確化が求められています。
- また、実地指導等を行う部署との連携を図り、施設への指導を行う必要があります。

施策の方向性

- ・強度行動障害や重度の障害のある児童の受入体制については、県をはじめ、関係機関と協働し、広域的な支援体制の整備を推進します。併せて緊急時の預け入れがスムーズに行われる仕組みについても研究します。
- ・障害者施設への指導等を通じて、利用者の特性に応じた適切な支援ができるよう、人材育成等を図ります。
- ・各施設の特色等をホームページ等で公開することにより、広く周知を図ります。
- ・施設入所は、入所待機者が入所をせずに地域において安心した生活が送れるよう、地域の受入体制の推進を図ります。
- ・障害福祉サービス利用者が介護保険へ移行する際にスムーズな移行が図れるよう、関係機関と連携を図ります。
- ・条例等において本市独自に指定基準等を明確化し、サービスの質の確保を図ります。
- ・障害者施設に対する指導体制について、事業所指定を行う所管部門と指導監査を行う所

管部門で適宜連携を図ります。

- ・障害のある人の病院等からの社会復帰支援について、基幹相談支援センターを中心に地域定着支援センター及び関係機関との連携を行い、地域への理解を推進します。
- ・地域生活支援事業等、社会のニーズにあわせ、必要性を見極めたうえで、各種支援の充実に図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
3-ウ-1	福祉サービスの周知	ホームページ、広報高崎、各種パンフレット等を活用して、福祉サービスを周知するとともに、障害者施設の情報についてホームページ等に掲載します。	市【継続】
3-ウ-2	指定障害福祉サービス・指定障害児通所支援等の提供	支援の必要な障害のある人を対象に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを適切に提供し、自立と社会参加を推進します。また、障害のある人が地域で安全で安心して生活できるよう、地域における支援体制を推進します。	市【継続】
3-ウ-3	障害福祉サービス等の人材育成	相談支援専門員をはじめ障害福祉サービス職員向けの研修等を実施し、人材育成を図ります。	市【継続】
3-ウ-4	指定時における障害者施設の質の確保	条例等において、本市独自に基準を明確化し、障害者施設が提供するサービスの質の確保を図ります。また、整備計画に即し適切な提供体制を確保し、質の確保を図ります。	市【継続】
3-ウ-5	障害者施設に対する指導監査体制の整備	障害者施設に対する指導監査に関し、関係部署との定期的な連携・情報共有を行い、施設への指導体制の充実に図ります。	市【継続】
3-ウ-6	地域生活支援事業の実施	多様化するニーズに応じて地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具の給付、訪問入浴サービス等）を効果的に実施します。	市【継続】
3-ウ-7	補装具費の支給	身体障害のある人が、障害により失われた身体機能を補い、日常生活を過ごしやすいように、適切に補装具費を支給します。	市【継続】

3-ウ-8	本市の独自事業の推進	本市独自事業（在宅心身障害者介護手当、人工肛門・人工膀胱造設者見舞金の支給、じん臓機能障害者等通院交通費助成、出張理美容サービス券等）の実施により、障害福祉の充実を図ります。	市【継続】
3-ウ-9	障害のある人の病院等からの社会復帰支援	障害福祉サービスや、地域活動支援センターで提供されるサービスにより、障害を理由に入院・入所していた方の社会復帰への支援を行います。	市【継続】
3-ウ-10	地域総合支援ネットワーク相談会との連携	特別支援学校が主催する相談会において、障害福祉制度の説明等を行い、卒業後のスムーズな福祉サービスの利用を図ります。	市【継続】
3-ウ-11	重度障害者への支援体制の整備	強度行動障害や重度の障害のある人への支援体制の充実を図るため、県をはじめ関係機関と連携を図り、体制整備を推進します。	市【継続】
3-ウ-12	介護保険との連携	65歳に到達した障害のある人がスムーズに介護保険サービスに移行できるよう、相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険における居宅介護支援事業所や高齢者あんしんセンターのケアマネージャーが連携を図ります。また、障害のある人と高齢者が相互に利用可能な共生型サービスの体制整備を推進します。	市【継続】

(エ) 社会生活へ向けた移行支援の推進

現状と課題

- ・ 障害のある人が入所施設や病院から地域生活へ移行する際の受入先の一つである、グループホームのニーズが多様化しています。
- ・ 障害のある人の地域移行の推進には地域住民の協力が不可欠であるため、障害特性について多くの方に理解してもらう必要があります。
- ・ 多様化するニーズや様々な障害特性に対応し、適切な支援を行うためには、施設職員のスキルアップや人材育成が必要です。
- ・ 地域での生活を希望する障害のある人の中には、グループホームへの移行に不安や、抵抗を感じる人がいます。
- ・ 退院・退所した精神障害のある人が地域への移行を図るためには、関係機関等との連携を図り、支援を行う必要があります。

施策の方向性

- ・ 障害のある人が地域で安心して生活ができるように関係機関と連携し、切れ目のない支援を提供します。また、グループホームの体験利用を促進し、入居に関する不安の解消を図ります。
- ・ 多様化するニーズを的確に把握し施設の整備を行うとともに、研修の充実等を通じて、障害者施設の人材育成を図ります。
- ・ 各関係機関等との連携の充実を図り、精神障害のある人の退院・退所後における途切れない支援体制の構築に努めます。
- ・ 保健・医療・福祉・教育等、様々な分野の重層的な連携に基づき支援を行う地域包括ケアシステムの構築を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
3-エ-1	地域移行者の受入体制整備	障害のある人の「親亡き後」や重度化・高齢化に対応するため、グループホーム等地域での受入体制整備を推進していきます。	市【継続】
3-エ-2	グループホーム等の体験利用の促進	障害のある人が地域で安心して暮らすためのきっかけとして、グループホーム等の体験利用を促進します。	市【継続】

3-エ-3	地域生活移行者への支援	退院・退所した障害のある人に対し、状態の悪化等を防ぐため、途切れのない支援を行います。	市【継続】
3-エ-4	地域包括ケアシステムの構築	関係機関との重層的な連携により支援を行う地域包括ケアシステムの構築に向けて検討を進めます。	市【継続】

(オ) 感染症対策の充実と徹底

現状と課題

- ・新型コロナウイルス等、重篤化する可能性のある感染症については、予防時・発生時において適切な対応が求められます。
- ・施設における三密回避やマスク着用等の感染症予防について、障害のある人への徹底が難しい状況もあるため、対応に工夫が必要となります。
- ・対面で支援を行う手話通訳者の派遣について、新型コロナウイルス等の感染が懸念されます。
- ・感染症拡大が深刻化する中では、障害福祉サービス事業所へ通所することに不安を覚える人も少なくないため、感染予防策の徹底や適切な在宅支援が求められています。

施策の方向性

- ・新型コロナウイルス感染症等、重篤化する可能性のある感染症に対し、医療・福祉・行政が緊密な連携を図るとともに、各施設へ衛生用品等の配付を行う等、必要な支援を実施し、感染症の蔓延防止に努めます。
- ・障害福祉サービス等事業所に対し、感染症に関する技術的な指導・研修等の実施及び必要な情報提供を行います。
- ・手話通訳者が同行・同席しなくてもコミュニケーション支援が図れるよう、遠隔手話サービスを推進します。
- ・障害福祉サービス等事業所が行う在宅支援については、各施設において必要な支援が適切に行えるよう推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
3-オ-1	衛生管理体制の確保に向けた支援	新型コロナウイルスをはじめとする感染症の対策に必要な衛生用品等を関係施設等へ配付します。	市【継続】
3-オ-2	感染症対策に関する支援	感染症の予防や発生時の蔓延対策について、技術的指導や周知等を図ります。	市【継続】
3-オ-3	遠隔手話サービスの実施	手話通訳者の同行・同席が難しい場合に、スマートフォン等を活用し、聴覚障害のある人のコミュニケーション支援を推進します。	市【新規】
3-オ-4	在宅支援の検討	障害福祉サービス等事業所が行う在宅支援については、十分な支援が行われているか必要性や方法について検証し、支援の向上を図ります。	市【継続】

第4項 障害者の就労と社会参加の促進

(7) 就労の場の整備

現状と課題

- ・親亡き後、障害のある人が安心して生活を送れることが求められています。
- ・障害のある人が安心できる生活を送るためには、仕事に従事し収入を得るとともに、安定した生活を確保することが重要です。
- ・障害のある人の就労の場として、育てる楽しみ、収穫の楽しみが体験できる農業が期待されています。

施策の方向性

- ・障害のある人が安心して働くとともに、収入を得ることができる就労の場の整備について推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
4-ア-1	就労事業の整備	親亡き後、障害のある人が地域で活躍する社会の実現に向け、一定の収入を得ることができるよう、農業に着目した就労の場の整備について推進します。	市【新規】

(イ) 就労と定着支援の推進

現状と課題

- ・ 障害のある人の就労を促進する就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、職場への定着を支援する就労定着支援事業所の活用を図り、障害のある人の社会参加の促進が求められています。
- ・ 就労の促進のためには、障害のある人の立場から行う福祉の観点だけでなく、雇用を行う企業側への働きかけを行い、福祉行政と労働行政のバランスを図る必要があります。
- ・ 就労移行支援事業については、障害特性や適性を見極めた支援を図り、就労へ繋げる機会の拡大が求められています。
- ・ 障害のあることを伏せて就職した場合には企業との連携が図りにくい面があるため、就労へ繋がった方への支援を行う就労定着支援事業の役割が重要となります。
- ・ 雇用契約を交わし利用する就労継続支援A型については、作業効率だけに限らず、障害特性に応じた支援も必要となります。
- ・ 雇用契約を交わさず利用する就労継続支援B型については、それぞれの障害特性に応じた支援を行い、障害のある人の賃金向上を図ることも求められています。
- ・ 企業等で職場実習を行った際の障害者職場実習奨励金事業や、障害者施設等を利用後に就職した際の障害者就職支度金支給事業については、市外の事業所を利用する人もいるため、広く周知が必要です。
- ・ 一般企業における法定雇用率を満たすためには、障害のある人の一般雇用を図る必要があります。

施策の方向性

- ・ 障害のある人の就労をより促進させるために、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携強化を図るとともに、就職後の相談支援や職場での状況についてのフォローアップに努めます。
- ・ 障害のある人の就労や就労定着の促進には、雇用する企業側の障害特性に応じた支援が必要であり、そのための情報提供や支援を行います。
- ・ ハローワークと連携し、一般企業や商工会等の関係者に対し、就労訓練系サービス事業所の見学会を開催し、障害のある人についての理解を深め、雇用に繋げるよう働きかけます。
- ・ 就労を促進するため、個々の障害特性や適性を見極めたうえで、本人の希望に応じた適切な支援が行えるよう就労訓練系サービス事業所へ働きかけます。
- ・ ハローワーク、相談支援事業所及び障害福祉課窓口等、働く場を求めている人の相談窓口をより浸透させるため、広く周知を行います。
- ・ 障害があることを伏せて就職した人に対する就労定着に向けた効果的な支援方法を研究

し、就労訓練系サービス事業所が適切な支援を行えるよう働きかけます。

- ・障害のある人の法定雇用率の確保や向上を図るため、地域の関係機関と連携し、一般企業に対し障害への理解を深めてもらうとともに、各種障害者雇用補助制度や特定求職者雇用開発補助金制度について周知を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
4-イ-1	事業所に対する障害者雇用の啓発	障害者雇用支援月間(9月)をはじめ、市内の企業に対し障害者雇用の啓発・促進を行います。また、ハローワークが開催する「新卒者求人説明会」への協力を行います。	市【継続】
4-イ-2	雇用環境の整備	ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し、企業に対して障害のある人の雇用に関する相談と助言を行い、障害者雇用の促進を図ります。	市【継続】
4-イ-3	障害のある人の雇用促進	ハローワークと連携を行うとともに、障害のある人を新規に継続雇用した中小企業に対する特定求職者雇用開発補助金について周知を図り、障害者雇用の促進を図ります。	市【継続】
4-イ-4	就労支援体験の提供	高崎市障害者サポートセンターる〜ぷで、障害のある人の就労に向けた職場体験実習を行います。	市【継続】
4-イ-5	就労移行・継続・定着支援	就労を支援する就労移行支援、就労に必要な訓練等を行う就労継続支援A型・B型、就労後の継続を図る就労定着支援を提供し、障害のある人の就労を促進します。	市【継続】
4-イ-6	就労関係機関との連携	ハローワークを中心とする「就労推進ネットワーク」と連携・協力し、一般企業の障害者雇用の促進を図ります。	市【継続】
4-イ-7	就労に向けた奨励金支給事業	職場実習奨励金や就職支度金を支給することにより、障害のある人の就労意欲の向上と就労を促進します。	市【継続】

4-イ-8	障害のある人の就労相談体制の強化	障害者支援SOSセンター内でハローワーク、障害者就業・生活支援センターによる就労相談を定期的実施します。また、関係機関と連携を図り、就労支援を推進します。	市【継続】
4-イ-9	障害者の積極的な採用と定着	市職員として、障害のある人の採用を積極的に行い、法定雇用率を確保するとともに、不本意な離職の防止に努めます。	市【継続】

(ウ) 障害者の収入増加を図る施策の推進

現状と課題

- ・ 障害のある人の収入の増加を図り、経済面での自立を進めるため、各障害福祉サービス事業所等を通じて提供する物品や役務を積極的かつ優先的に活用することが求められています。
- ・ 障害者優先調達推進法に基づき毎年度調達方針を策定し、各施設への調達実績の向上に向けて取り組んでいます。

施策の方向性

- ・ 施設が受注可能な役務や、販売している物品について広く市民、一般企業への周知を図ります。また、事業所情報をホームページ等に掲載することで、一般企業への理解も促します。
- ・ 市が行う事業や発注する物品等において、障害福祉サービス事業所等の物品やサービスの優先的な利用を呼び掛け、利用を促進します。
- ・ 本市庁舎等を利用した製品販売スペースの提供を行い、障害福祉サービス事業所等の発注促進等に努めます。
- ・ 障害福祉サービスとしての指定を受けない地域活動支援センター（福祉作業所）の活動についても、広く周知を図ります。
- ・ 障害者施設の物品や役務の範囲について研究を進め、芸術作品をはじめとする、より収益性の高い物品や役務の提供を促進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
4-ウ-1	障害者施設からの物品購入、役務の委託	障害のある人の収入を確保するため、市有施設の役務や実施事業で購入する各種物品について障害者施設へ委託や発注を優先的に推進します。 また、ホームページ等で障害者施設の情報を知り、一般企業への理解と協力を促進します。	市【継続】
4-ウ-2	障害者施設の販路の拡大	スーパーや小売店等において、障害者施設が生産した農作物等の販売を推進します。また、本市庁舎の販売スペースの提供を行い、販売を促進します。	市【継続】

(エ) 様々な分野で活躍できる機会の確保

現状と課題

日中活動の充実

- ・一人で移動が困難な障害のある人の、施設への通所や通勤・通学における移動手段の確保が求められています。
- ・自分に合った施設がどこにあるか、施設でどんな活動をしているのか、日中活動の場により詳しい情報が求められています。
- ・65歳になると原則介護保険サービスに切り替えなければなりません。共生型サービスの新設により、これまで使い慣れた障害者施設で介護保険サービスの利用ができるようになりました。

社会参加の機会確保

- ・障害のある人が気軽に参加できる活動やイベントの開催が求められています。
- ・障害のある人を主体とした文化活動・スポーツイベントへの一般市民の参加が求められています。

スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動の充実

- ・障害のある人が利用しやすい環境整備や、気軽に楽しめる企画の開催等が求められています。
- ・障害のある人の文化芸術活動を支援する団体の充実が求められています。

施策の方向性

日中活動の充実

- ・障害のある人の移動手段として有効な移動支援や福祉有償運送について、効果的な支援方法を研究していきます。
- ・日中活動の場である障害福祉サービス等事業所について、新規事業所等の情報をいち早く周知する等、情報提供に取り組みます。
- ・障害福祉サービスを利用している障害のある人が65歳になっても、引き続き使い慣れた事業所において介護保険サービスを利用できる共生型サービスについて、制度の浸透を図るため広く周知を行います。

社会参加の機会確保

- ・地域住民と連携を行い、地域福祉の推進を図るとともに、社会参加に関するニーズを正確に把握するよう努めます。
- ・多くの方が集まり楽しむイベント等、障害のある人が気軽に参加できるような機会の提

供を積極的に推進します。

- ・障害のある人、高齢者、子ども等多くの方々が集まる総合福祉センターにおいて、誰もが参加できる交流事業の推進を図ります。

スポーツ・レクリエーション及び文化芸術活動の充実

- ・障害のある人もスポーツ・レクリエーションを楽しみ、体力の維持増進をはじめ、社会参加ができるよう推進します。
- ・障害のある人がスポーツ観戦等を楽しむことができる仕組みづくりを推進します。
- ・「日本選抜車椅子バスケットボール選手権大会」等の開催を通じて、障害のある人のスポーツ参加への意欲向上を促進します。
- ・障害者スポーツ競技（関東・全国）大会に出場する選手に奨励金を交付し、スポーツの振興を図ります。
- ・生活にゆとりを与え、心に潤いをもたらす文化芸術活動について、障害のある人が気軽に参加し、楽しむことのできる機会の充実を図ります。
- ・文化芸術活動を通じて障害のある人と一般市民との相互理解を深めます。
- ・障害のある人が制作した芸術作品をより多くの人に見てもらえる場の提供を図り、障害のある人に対する理解の普及及び社会参加を推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
4-エ-1	移動手段の確保と推進	移動支援事業や福祉有償運送事業の推進を図り、移動が困難な障害のある人の移動手段を確保するとともに、国の動向等を見据え、通勤・通学等に活用可能な移動手段等について研究します。	市【継続】
4-エ-2	市有施設における日中活動の充実・周知	地域活動支援センター（福祉作業所）や、高崎市心身障害者デイサービスセンターの内容の充実を図るとともに、活動内容の周知を行います。	市【継続】
4-エ-3	共生型サービスの普及促進	65歳以降も継続して使い慣れた施設を利用することができる共生型サービスの普及促進を図ります。	市【継続】
4-エ-4	障害者施設の周知	各障害者施設の活動等の情報について、ホームページ等で周知を行います。	市【継続】

4-エ-5	日常生活の充実に向けた教室の開催	障害のある人が充実した日常生活を送れるよう各種教室を開催します。	市【継続】
4-エ-6	スポーツ観戦	障害のある人がスポーツ観戦を気軽に楽しめる仕組み作りを推進します。 また、障害者施設利用者を対象に、城南球場で行うプロ野球イースタンリーグ公式戦への無料招待を継続して実施します。	市【継続】
4-エ-7	スポーツや文化芸術に係る教室の開催	障害のある人を対象に、スポーツや文化芸術に係る各種教室を開催し、こころとからだの健康の増進を図ります。	市【継続】
4-エ-8	障害者スポーツ大会参加者への支援	全国障害者スポーツ大会へ出場する障害のある人に対し奨励金を支給し、社会参加の推進を図ります。	市【継続】
4-エ-9	障害のある方への鑑賞機会の確保	視覚障害のある人に対し、演奏会において点字プログラムや音声案内の貸出及び会場内の誘導を行い、美術館において彫刻、陶芸等の「触れる美術展」の開催を行い、鑑賞機会の確保を図ります。また、車いす利用者に対し、演奏会において介助支援を行い、鑑賞機会の確保を図ります。さらに、文化会館に設置している聴覚障害者支援システムの活用を図り、聴覚障害のある人の社会参加を図ります。	市【継続】
4-エ-10	障害者団体主催のイベント等への支援	障害者団体が主催するイベント（スポーツ大会・みんなの作品展等）に対し支援を行います。	市【継続】
4-エ-11	各種スポーツ大会の開催支援	「日本選抜車椅子バスケットボール選手権大会」等を後援するとともに、大会の開催を通じてスポーツへの興味関心を高めます。	市【継続】

4-エ-12	スポーツの普及	障害のある人もない人も、すべての人が気軽に楽しめる「ボッチャ」や「スマイルボウリング」等のスポーツを普及し、社会参加の促進に努めます。	市【継続】
4-エ-13	参加機会の確保	多くの方が集まるイベント等、障害のある人が気軽に参加できる機会の提供を積極的に推進します。	市【継続】

第5項 地域生活支援拠点の充実

(7) 相談支援体制の強化

現状と課題

- ・一般相談支援については市内15か所の法人へ委託をしていますが、多様化するニーズへ対応するために相談支援専門員の確保等が求められています。
- ・8050問題や障害の重度化等の社会問題の深刻化に伴い、障害福祉に関するニーズは年々多様化・複雑化しています。
- ・障害のある人やその家族が抱える不安や心配事について、どこに相談してよいかわからず、相談に繋がるまでに時間を要している場合があります。

施策の方向性

- ・年齢や、障害の種類・状況を問わず、就労に関する相談や将来の介護に関する悩み、家族のストレスの軽減等、あらゆる障害に関する悩み事等をいつでも受け付け、対応を助言する等して障害のある人やその家族等への支援を行う障害者支援SOSセンターの周知啓発を行うとともに、機能強化を図ります。
- ・基幹相談支援センターが主体となり、相談支援専門員に対する研修、事例検討及び情報共有等を行い、多様化するニーズ等に対応できる体制づくりを図ります。
- ・処遇困難な事例や専門性が求められる事例について、関係機関とより密接な連携を図るため、基幹相談支援センターや障害者支援SOSセンターのコーディネート機能を強化します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
5-ア-1 【再掲】 (3-ア-1)	障害者支援SOSセンターの充実	障害者支援SOSセンターにおいて障害の有無を問わず不安や心配事、悩み事についてワンストップで受け付けるとともに関係機関に繋げ、適切な支援を受けられるよう取組を行います。また、令和3年度より手話通訳者の設置を行います。	市【継続】
5-ア-2	相談支援体制の連携強化と質の向上	相談支援事業所に対し研修等を実施し、相談支援体制の強化を図ります。また、障害者支援SOSセンターに当番制で配置する委託相談支援事業所とより一層の連携を図ります。	市【継続】

5-ア-3	地域における相談支援体制の充実	一般相談について相談支援事業所に委託することにより、それぞれの地域における相談体制の充実を図ります。	市【継続】
5-ア-4	相談に対するコーディネート機能の強化	相談支援事業所や関係機関と連携し、困難事例等におけるコーディネートを行い、支援体制の充実を図ります。また、処遇困難な事例や専門性が求められる事例に対し、関係機関とより密接な連携を図るため、基幹相談支援センターや障害者支援SOSセンターのコーディネート機能を強化します。	市【継続】

(イ) 緊急時の受入体制の確保

現状と課題

- ・ 家族の疾病等の理由により障害のある人を一時的に介護することができない場合に、家族に代わって介護を行うサービスステーション事業を実施しています。
- ・ 家族のけがや急病等により、障害のある人を緊急・突発的に受け入れられる障害者施設の充実が求められています。
- ・ 障害のある人の緊急時の受入にあたっては、障害特性についての情報把握が重要です。

施策の方向性

- ・ 障害のある人の緊急時の受入や家族の負担を軽減するため、引き続きサービスステーション事業を推進します。
- ・ 障害のある人の緊急時の受入先として、短期入所サービスを活用した体制の整備を推進します。
- ・ 緊急時において、障害のある人を支援するために必要な情報を速やかに共有する体制の整備を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
5-イ-1	サービスステーション事業の実施	家族の負担を軽減し、豊かな生活が送れるよう、引き続き生活サポート事業を推進します。	市【継続】
5-イ-2	短期入所サービスの活用による緊急時受入体制の整備	相談支援事業所が、基幹相談支援センターと連携を図り、緊急時の受入のための、必要な対応を行います。また、現在実施している虐待時の一時保護体制を踏襲し、受入施設の拡充を図ります。	市【継続】

(ウ) 社会的な自立を目指す体験の機会の提供

現状と課題

- ・日中活動系サービス事業所やグループホームの体験利用は正式な利用が前提となっており、体験利用の活用が進んでいないため、利用促進に向けた取組が必要です。
- ・地域での生活を希望する障害のある人の中には、グループホームへの移行に不安や、抵抗を感じる人がいます。

施策の方向性

- ・体験利用を受け入れる障害者施設、行政及び相談支援事業所の連携体制を整備します。
- ・手続き方法や受入体制等の整備を行い、体験利用をしやすい環境の整備を図ります。
- ・体験利用を受け入れる障害者施設に関する特色等の情報を周知し、体験利用を促進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
5-ウ-1	体験利用の促進	障害のある人が地域で安心してサービスを利用するために、受入施設や手続等の情報提供を行い、日中活動やグループホームの体験利用を促進します。	市【継続】

(エ) 障害の重度化等に対応する専門的人材の確保と養成

現状と課題

- ・ 医療的ケアが必要な人や強度行動障害のある人に対応できる事業所や支援者の確保が必要です。

施策の方向性

- ・ 医療的ケアが必要な人や強度行動障害のある人に対し、専門的な対応ができる体制の整備を推進します。
- ・ 障害の重度化等に対応する支援者の人材育成や確保及び体制の強化を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
5-エ-1	医療的ケア児等支援のための協議の場	障害者支援協議会において協議・検討を行い、医療的ケアを必要とする人や強度行動障害のある人への支援体制について整備を図ります。	市【継続】
5-エ-2	医療的ケア児等コーディネーターとの連携強化	医療的ケア児等コーディネーターが配置されている相談支援事業所や訪問看護事業所と連携し、支援の充実を図ります。	市【継続】
5-エ-3	強度行動障害者等への支援	強度行動障害のある人の支援者と連携し、支援体制の充実を図ります。	市【継続】

(オ) 地域で支える連携体制の整備

現状と課題

- ・ 地域における障害福祉に関するニーズが多様化しており、それぞれに対応する社会資源の連携が求められています。

施策の方向性

- ・ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、一般・特定相談支援事業所等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保を行うとともに、障害者支援協議会を中心に、保健・医療・福祉・教育等地域の社会資源の連携体制の整備について検討を行います。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
5-オ-1 【再掲】 (3-イ-3)	障害者支援協議会の効果的な活用	障害者支援協議会において、障害福祉に関する課題の整理・協議を行います。	市【継続】
5-オ-2	相談支援事業所との連携会議	相談支援事業所との連携会議を定期的に行い、地域課題の共有や、支援の質の確保・向上等を図ります。	市【継続】

第6項 早期療育等への支援の充実と関係機関との連携強化

(ア) 早期療育の充実

現状と課題

- ・子育てに関する不安を抱える保護者が増えているため、こども発達支援センターへの相談件数も増加しており、相談内容も多様化しています。
- ・子どもの価値観や個性の多様化に対応した子育てや保育が求められています。
- ・障害児通所支援事業については、利用者数の増加に伴い人材の確保が求められています。
- ・発達に不安のある子どもに対し適切な支援を図るため、関係機関がより密に連携を図っていく必要があります。
- ・障害のある児童を受け入れるため、保育園・幼稚園・こども園における人材の確保が求められています。

施策の方向性

- ・障害の有無にかかわらず、ともに支え、ともに生きていける地域づくりを進めます。
- ・障害のある児童をはじめ、子どもを地域や社会で支えるため、こども発達支援協議会の運営や、各種講演会・研修会を開催し、子どもの発達に関する理解を周知し、支援の在り方について周知啓発を行います。
- ・保育園・幼稚園・こども園において発達に不安のある子どもやその保護者への支援・対応方法について職員へ研修等を行い、人材育成を図ります。
- ・関係機関が情報共有及び支援方法の意見を集約する際に使用する集約シートの活用を図り、発達に不安のある子どもに対する支援や連携体制を強化します。
- ・こども発達支援協議会における意見等の把握を行い、障害のある児童に対する支援の強化を図ります。
- ・障害のある児童に対し療育を行う障害児通所支援事業所について、研修の機会の充実等を行い、人材育成を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
6-ア-1	子育てや療育に関する相談支援体制の整備	障害のある児童がいきいきと安心して生活できる地域づくりを進めるため、こども発達支援センターや子育てなんでもセンター等の関係機関が連携し、相談支援体制の整備を図ります。	市【継続】
6-ア-2	支援者の人材育成	発達に不安のある子どもに対して、適切な支援ができるように、保育所や教職員等の人材育成を推進します。	市【継続】
6-ア-3	障害児通所支援事業の提供	障害児通所支援事業所において障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作や集団生活の中での過ごし方等を習得するための療育を実施します。	市【継続】
6-ア-4	集約シートの活用	関係機関が情報共有及び支援方法の意見を集約する際に使用する集約シートの活用を図り、発達に不安のある子どもに対する支援や連携体制を強化します。	市【継続】
6-ア-5	子どもの発達に係る周知啓発	子どもの発達に関する理解や支援の在り方を周知啓発するため、講演会や研修会を開催します。また、こども発達支援協議会における意見等を参考とし、障害のある児童に対する支援を強化します。	市【継続】

(イ)家庭における早期療育の支援の促進

現状と課題

- ・核家族化や保護者の就労により、子育てに関する不安を抱える保護者が増えているため、育児について相談する機会の確保が求められています。
- ・子どもへの関わり方がわからない保護者に対する支援が求められています。
- ・障害児通所支援事業所において、保護者との連携や保護者に対する支援が求められています。

施策の方向性

- ・発達に不安のある子どもを抱える保護者に対し、保護者相談を実施するとともに、関係機関が連携し、適切な支援ができる体制づくりを進めていきます。
- ・子育てに悩む保護者を対象としたペアレントトレーニングを実施し、子育て支援を図ります。
- ・研修の開催等を通じて、障害児通所支援事業所等における保護者支援の充実を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
6-イ-1	保育園等への巡回相談の実施	発達に不安のある子どもをもつ保護者への相談支援を行うとともに、保育園・幼稚園・こども園に対し早期療育に向けた支援を行います。	市【継続】
6-イ-2	ペアレントトレーニングの実施	子育てに不安を抱える保護者に対し、子育てに関する対応方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。	市【継続】
6-イ-3	障害児通所支援事業所等の充実	障害児通所支援事業所等に対し保護者支援についての研修等を実施します。	市【継続】

(ウ)家庭・教育・保育をめぐる支援の推進

現状と課題

学校・保育等の現場における支援

- ・通級指導教室の児童生徒が増加しており、支援体制の充実が求められています。
- ・子どもの価値観や個性の多様化により、発達に不安のある子どもへの適切な支援が求められています。
- ・児童の不登校の原因や理由は一人一人異なり、様々な事情が絡み合っているため、適切な支援体制が求められています。
- ・発達に不安のある子ども等をはじめ、一人一人の就学や進学に関する相談支援の充実が求められています。
- ・放課後児童クラブにおいて、発達に不安のある子どもへの支援体制が求められています。

家庭の支援体制の構築

- ・高等特別支援学校の卒業後に就労への移行が促進される支援が求められています。
- ・高校卒業後、障害児通所支援事業から障害福祉サービスへの移行時に、支援に関する情報が速やかに引き継がれ、切れ目ない支援が求められています。
- ・こども発達支援センターにおける相談支援対象は中学校卒業までのため、15～18歳までの子どもに対する支援体制の充実が求められています。
- ・保護者が就労している家庭が多いため、学校や保育園等との、より密接な連携が必要となります。
- ・保護者が子どもの特性に応じた障害児通所支援事業所を適切に選択するため、事業所の支援内容や特色等の情報の提供が求められています。
- ・講演会や研修会等、子育てや発達障害に関する情報提供が求められています。

施策の方向性

学校・保育等の現場における支援

- ・発達に不安のある子どもへの教育については特別支援学校の視点を取り入れた支援と、各学校間での連携体制の整備を促進します。
- ・個性や価値観が多様化する中で、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を目指します。
- ・特別支援教育の視点を取り入れた、すべての子どもにとって分かりやすい授業づくり・教室環境づくりを図ります。
- ・保護者との連絡・連携を密にし、子ども一人一人の特性を個別支援計画や個別指導計画に反映させ、効果的な支援を推進します。
- ・各学校における学校外の関係機関との連携を促進させ、一貫性のある支援を促進します。

- ・不登校の児童に対し、保護者や関係機関と連携を密にし、学校復帰や社会的自立に向けた支援を図ります。
- ・発達に不安のある子どもを取り巻く関係者が、一貫した支援を行えるよう、集約シートの活用を推進します。
- ・放課後児童クラブにおいて、発達に不安のある子どもの受入や支援が適切に図れるよう、体制整備を推進します。

家庭の支援体制の構築

- ・就学や進学時において必要となる情報の周知を図り、保護者の不安や心配の解消を図ります。
- ・こども発達支援センターが保育園・幼稚園・こども園及び学校を定期的に巡回し、発達に不安のある子ども等に対する支援方法について助言等を行います。
- ・中学校や高校卒業後の支援が適切に図れるよう、情報提供や情報共有等密な連携体制を推進します。
- ・保護者の就労等により放課後に支援が必要な児童に対し適切な支援を行うため、放課後児童クラブ等の整備等支援体制を推進します。
- ・こども発達支援センターが主催する子育てや発達障害に関する講演会や講師派遣による講義等の周知を図り、支援方法について啓発を行います。
- ・障害児通所支援事業所の支援内容や特色等について情報を発信し、理解促進を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
6-ウ-1	適切な就学や進学の促進	障害のある児童や発達に不安のある子どもの特性に応じた就学・進学が行えるよう各関係機関との連携を密にし、適切な支援を行います。	市【継続】
6-ウ-2	定期巡回の実施	こども発達支援センターが保育園・幼稚園・こども園及び学校を定期的に巡回し、障害のある児童や発達に不安のある子どもに対し適切な支援が行えるよう相談及び指導を行います。	市【継続】
6-ウ-3	支援者の人材育成	保育園・幼稚園・こども園及び学校等における支援者に対し、こども発達支援センター等による研修や講演会等を実施し、発達に不安のある子ども等に対する適切な支援を推進します。	市【継続】

6-ウ-4	不登校児童生徒への対応支援	不登校の児童に対し、スクールソーシャルワーカーや学校の関係者が連携を密にし、学校復帰や社会的自立に向けた支援を推進します。	市【継続】
6-ウ-5	交流教育の推進	特別支援教育の視点を取り入れたすべての子どもにわかりやすい授業づくりのため、特別支援学級や特別支援学校との交流を推進します。また、特別支援学校の地域開放を通じて、障害のある人に対する理解を促進します。	市【継続】
6-ウ-6	個別教育の推進	授業方法や教材等の工夫を図り、わかりやすい授業づくりを推進するとともに、保護者との連携を密にし、個性や価値観の多様化、特性等に対応した支援を推進します。	市【継続】
6-ウ-7	放課後児童クラブの体制整備	放課後児童クラブにおいて、発達に不安のある子どもへの支援が適切に行われるよう体制整備を図ります。	市【継続】
6-ウ-8 【再掲】 (6-ア-4)	集約シートの活用	関係機関が情報共有及び支援方法の意見を集約する際に使用する集約シートの活用を図り、発達に不安のある子どもに対する支援や連携体制を強化します。	市【継続】
6-ウ-9	障害児通所支援事業所の周知	各障害児通所支援事業所の活動等の情報について、ホームページ等で周知を行います。	市【継続】
6-ウ-10	切れ目のない支援	高校卒業後の支援が途切れないよう、障害児通所支援事業所から障害福祉サービス事業所への情報等の引継ぎが遺漏なく速やかに図れるよう相談支援事業所をはじめ関係者と連携を図ります。	市【継続】

(エ)保健・医療との連携強化

現状と課題

- ・疾病の早期発見や予防を促進するため、成人健診や健康教室・健康相談等の利活用を推進しています。
- ・障害特性の多様化に伴い、対応する職員の知識等の習得が必要になっています。
- ・子育ての悩みや不安を相談する母子等保健推進員や食への理解を普及している食生活改善推進員との連携が求められています。
- ・感染症に関する正しい知識や情報の周知が必要となります。
- ・精神障害のある人が病院等から退院した際に、生活を支える地域での受入体制の整備が求められています。
- ・障害のある人が地域で安心して生活するために必要なリハビリテーションを行う障害者施設の充実が求められています。

施策の方向性

- ・成人健診の受診率向上を目指した普及啓発を行うとともに、健康教育や健康相談事業を推進し、健康維持、健康づくり及び健康寿命の延伸を図ります。
- ・乳幼児健診については、対応する職員が知識習得を目的とした研修へ継続的に参加できる環境の確保を図り、母子保健事業の充実を図ります。
- ・母子等保健推進員及び食生活改善推進員の活動について周知を図り、研修等を通じて人材の育成に努めます。
- ・高齢者に対し、介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸や生きがいの創出を図ります。
- ・感染症に関する知識情報の周知啓発を図るとともに、予防接種の勧奨や検査・相談支援等を行い、疾病の予防や早期発見を図ります。
- ・治療が難しい難病や小児慢性特定疾病の患者に対し、相談支援や医療費助成等を実施します。
- ・様々な医療費の助成制度について、幅広く周知啓発を行います。
- ・精神障害のある人が地域住民に支えられ地域でよりよい生活を送るため、医療機関や関係機関が連携し、総合的な支援を推進します。
- ・障害のある人や高齢者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、関係機関と連携し、リハビリテーション等の支援体制の整備を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
6-エ-1	母子保健事業の推進	妊婦や乳幼児への健診をはじめ、保健指導や相談、各種教室を実施し、健康管理や子どもの健やかな成長を促進します。また、継続的な研修等への参加により、職員の知識向上を図ります。	市【継続】
6-エ-2	成人保健事業の推進	特定保健指導や健康教育、健康相談を実施し、健康増進と病気の早期発見・予防に努めます。	市【継続】
6-エ-3	予防接種の推進	予防接種の有効性を周知し、積極的な接種の勧奨を図り、感染症の予防を推進します。	市【継続】
6-エ-4	難病対策事業の推進	難病がある人へ訪問指導や助成等の支援を推進します。	市【継続】
6-エ-5	母子等保健推進員及び食生活改善推進員の活動育成事業の推進	子育ての相談役である母子等保健推進員及び健康的な食生活を普及啓発する食生活改善推進員の活動を支援します。	市【継続】
6-エ-6	介護予防の推進	高齢者に対し、各種の介護予防事業を実施し、心身機能の低下防止や健康寿命の延伸を図ります。また、高齢者が介護予防サポーターとして社会的な役割を担い、社会参加を推進することで、高齢者の生きがいや介護予防を推進します。	市【継続】
6-エ-7	医療の公費負担制度の周知及び医療サービスの充実	医療費の各種公費負担制度について広く周知し、適正利用を推進します。また、休日、夜間の救急診療体制の確保等、市民が安心して生活できるよう医療サービスの充実を図ります。	市【継続】
6-エ-8	個別支援会議の推進	本人をはじめ、医療機関や関係機関による支援会議を行い、精神疾患のある人が在宅で自立した生活を送れるよう推進します。	市【継続】

6-エ-9	リハビリテーションの推進	障害福祉や介護保険制度に基づく機能訓練をはじめ、総合福祉センターでの機能回復訓練や水浴訓練を実施し、障害のある人や高齢者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう推進します。	市【継続】
-------	--------------	--	-------

(オ) 医療的ケアが必要な方への支援の強化

現状と課題

- ・在宅で生活する医療的ケア児については、感染症への感染リスクが高いため衛生管理用品の確保が重要です。
- ・在宅で生活する医療的ケア児に対応し、支援する障害児通所事業所の充実が求められています。

施策の方向性

- ・重篤化する可能性のある感染症の拡大に際し、衛生管理用品の入手が困難な場合において、優先的な配付を行い、感染拡大の予防を図ります。
- ・障害の重度化や疾病の多様化を踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、支援体制整備を推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
6-オ-1	衛生管理用品等の支給	重篤化する可能性のある感染症の拡大に際し、衛生管理用品の入手が困難な場合において、優先的な配付を行い、感染拡大の予防を図ります。	市【継続】
6-オ-2 【再掲】 (5-エ-1)	医療的ケア児等支援のための協議の場	障害者支援協議会において協議・検討を行い、医療的ケアを必要とする人や強度行動障害のある人への支援体制について整備を図ります。	市【継続】
6-オ-3 【再掲】 (5-エ-2)	医療的ケア児等コーディネーターとの連携強化	医療的ケア児等コーディネーターが配置されている相談支援事業所や訪問看護事業所と連携し、支援の充実を図ります。	市【継続】

第7項 障害者の生活環境の整備

(7)災害時等の支援体制の整備推進

現状と課題

防災対策

- ・災害時に迅速な避難が難しい高齢者や障害のある人を地域で支える仕組みとなる「避難行動要支援者名簿」を作成する等、災害時に備えた取組を実施しています。
- ・台風等の予測可能な災害や地震等の予測不可能な災害等、様々な種類の自然災害が存在するため、それぞれの災害に対する周知方法が必要になります。
- ・障害者施設においては火災や地震を想定した訓練が主に行われており、風水害等を想定した訓練についても実施を促していく必要があります。

緊急時の支援体制

- ・高齢者や障害のある人が、特殊詐欺をはじめとする様々な犯罪に巻き込まれるリスクが増えています。
- ・核家族化や都市化、高齢化の進展により、高齢者や障害のある人を地域で見守り、支えることが求められています。
- ・聴覚や言語に障害のある人等を対象とした、消防・救急・警察等への緊急通報システムについて、より多くの登録周知が必要です。

施策の方向性

防災対策

- ・地域において、災害時に避難行動要支援者へ避難行動を支援する意識・協力体制の整備を図ります。
- ・重度の障害のある人や医療的ケアを必要とする人を受け入れる福祉避難所を開設します。
- ・災害時や緊急時において、行政、関係機関及び地域コミュニティとが密に連携し、誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤強化を図ります。
- ・災害時に的確な対応を行い、利用者及び職員が安全に避難できるよう障害者施設へ適宜指導を行います。

緊急時の支援体制

- ・高齢者あんしん見守りシステムや救援システム等の周知を図り、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる生活を支えます。
- ・聴覚や言語に障害のある人等を対象に、火災や救急時の緊急通報手段として整備されて

いる、携帯電話やFAX等を活用した緊急通報システム（NET119・メール119・FAX119）や、周囲の人に対し救急通報を依頼するための緊急通報依頼カードについて広く周知を図り、活用を推進します。

- ・自主防犯組織等、地域コミュニティとの連携強化を図り、事前に犯罪被害を防止し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。
- ・安心ほっとメールや広報高崎等を通じ、防犯意識を啓発します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
7-ア-1	あんしん見守りシステムや救援システムの普及啓発	人感センサーを活用したあんしん見守りシステムやGPS機器を活用した救援システムの普及啓発を図り、高齢者や障害のある人の見守り体制を推進します。	市【継続】
7-ア-2	緊急時の通報システム等の啓発	緊急通報システム（NET119・メール119・FAX119）や緊急通報カードについて、広く周知を図り、活用を推進します。	市・高崎市等広域消防局 【継続】
7-ア-3	「避難行動要支援者名簿」活用の推進	避難行動要支援者名簿の活用を図るため、制度の理解に向けた周知啓発を進めるとともに、地域における災害時の支援体制整備を推進します。	市【継続】
7-ア-4	地域における見守り体制の推進	防犯パトロールの推進や防犯キャンペーン等の啓発により、高齢者、障害のある人及び子ども等を地域で守る体制を推進します。	市【継続】
7-ア-5	障害者施設の防災体制の強化	土砂災害警戒区域や浸水想定区域にある障害者施設を中心に、防災体制に関する点検や指導を行い、防災体制の強化を図ります。	市【継続】
7-ア-6	日常生活用具の給付	障害のある人の日常生活を支えるため、火災警報機や自動消火器等の購入費の助成を行います。	市【継続】

(イ)バリアフリーやユニバーサルデザインの促進

現状と課題

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づき、歩道や公園、建築物等におけるバリアフリー化が進められています。
- ・高齢者等交通弱者の移動手段を確保するため「お店ぐるりんタクシー」を運行しています。
- ・多目的トイレや車椅子対応駐車場等のバリアフリーに関するわかりやすい情報の提供が求められています。

施策の方向性

- ・国のユニバーサルデザイン政策大綱やバリアフリー新法等に基づき、電線類の地中化の推進、歩道の段差解消・点字ブロックの設置等を行い、歩行者等の安全性や快適性の確保を図ります。
- ・市有施設における段差解消、多目的トイレの設置及びエレベーターの設置等、バリアフリー化を推進していきます。
- ・車椅子やカート等の貸出等を行い、街中におけるタウンモビリティの推進を図ります。
- ・高齢者や障害のある人の街中における回遊性の向上を目指し、多目的トイレ、車椅子対応駐車場、エレベーター、授乳室等の情報を掲載したバリアフリーマップの内容の充実及び幅広い周知を図ります。
- ・音楽や美術等の芸術鑑賞において、障害の種類や程度にかかわらず誰もが楽しむことができるよう、印刷物等の色彩設定、ピクトグラム、照明の工夫等、ソフト面における対応の充実を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
7-イ-1	ひとにやさしいまちづくりの推進	電線類の地中化や歩きやすい舗装材の選択、視覚障害のある人の誘導ブロックの設置をはじめ、段差・傾斜・勾配等の改善を図り、歩きやすく広い歩道を整備します。	市【継続】
7-イ-2	バリアフリー新法による構想の策定及び事業の推進	バリアフリー新法に基づき、特定旅客施設周辺地区の基本構想を作成し、バリアフリー化を推進します。	市【継続】

7-イ-3	公園施設のユニバーサルデザイン化	出入り口の段差解消、両脇に手すりのついたベンチや車椅子利用者も利用しやすい水飲み場の設置等、公園における設備のユニバーサルデザイン化を推進します。	市【継続】
7-イ-4	民間建築物の福祉対応化の促進	民間の住宅や建築物に対し、ユニバーサルデザイン化への理解促進を図り、安心して快適に暮らせる生活空間の整備を促進します。	市【継続】
7-イ-5	市有施設のバリアフリー化の促進	市有施設における段差解消、多目的トイレの設置及びエレベーターの設置等、バリアフリー化を推進します。	市【継続】
7-イ-6	タウンモビリティの研究	街中のバリアフリー化及び車椅子・カート等の貸出等、タウンモビリティ化を研究します。	市【継続】
7-イ-7	文化芸術施設におけるソフト面の環境整備	障害の種類や程度にかかわらず誰もが楽しむことができるよう、音楽・美術等の文化芸術施設におけるソフト面の環境を整備します。	市【継続】
7-イ-8	バリアフリーマップの充実	多目的トイレ、車椅子対応駐車場、エレベーター、授乳室等の情報を掲載したバリアフリーマップの充実を図るとともに広く周知します。	市【継続】

(ウ)住環境の整備推進

現状と課題

- ・高齢者世帯や障害のある人のみで構成される世帯等、ごみ出しに困っている世帯が増えています。
- ・高齢化や障害の重度化に伴い、住環境を改善するために、住宅改修や住宅改造を必要とする人が増えています。

施策の方向性

- ・高齢者や障害のある人のみで構成される世帯等のうち、ごみ出しが困難な世帯を対象にごみの収集及び安否確認を行う「高齢者ごみ出しSOS」を推進します。
- ・住宅改修や住宅改造にかかる費用の助成、生活福祉資金貸付制度の周知等を通して、障害のある人や高齢者が自宅で快適に暮らせるよう継続して支援を行います。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
7-ウ-1	「高齢者ごみ出しSOS」の実施	高齢者や障害のある人のみで構成される世帯等のうち、ごみ出しが困難な世帯を対象にごみの収集及び安否確認を行います。	市【継続】
7-ウ-2	住宅改修・住宅改造の助成	高齢者や重度の身体障害のある人が行う住宅改修や住宅改造を対象に費用助成を行います。	市【継続】
7-ウ-3	生活福祉資金の貸付	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費の貸付を行います。	社会福祉協議会 【継続】

(エ) 移動環境の整備推進

現状と課題

- ・地域における自立生活と社会生活を促進するため、屋外での移動が困難な障害のある人を対象とした移動支援事業を実施していますが、通学や通勤には利用できず、制度の拡充が求められています。
- ・令和2年度より、国において、重度の障害のある人の通勤等への支援が制度化されました。
- ・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー料金の助成やコミュニティバスにおける運賃の助成を行っています。
- ・高齢者等交通弱者の移動手段を確保するため「おとしよりぐるりんタクシー」や「お店ぐるりんタクシー」を運行しています。
- ・障害のある人の社会参加を促進するための自動車改造費補助、介護用車両購入費補助、自動車運転免許取得費補助、自動車税の減免等の制度があります。

施策の方向性

- ・通所サービスを利用しやすくし社会参加を促進するため、また生活の基本である通学・通勤を支援することで家族の負担を軽減するため、移動支援サービスを通学・通勤等にも利用できるよう国の動向を踏まえ研究します。
- ・自動車改造費補助、介護用車両購入費補助、自動車運転免許取得費補助、自動車税の減免等の制度を広く周知し、制度の利用促進を図ります。
- ・市内循環バス「ぐるりん」をはじめとするコミュニティバスのバリアフリー化を推進するとともに、福祉タクシー券等の交付、公共交通機関の費用助成、ぐるりんタクシーの運行等を行い、高齢者や障害のある人等の移動手段の確保を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
7-エ-1	移動支援事業	障害のある人の自立した生活や社会参加を促進するための移動支援事業を実施するとともに、広く周知を図ります。	市【継続】
7-エ-2	福祉タクシー事業	障害のある人がタクシーやバス（一部地域を除く）を利用する際の料金を補助する福祉タクシー事業を推進します。	市【継続】

7-エ-3	自動車関連補助制度	障害のある人の社会参加を促進するため、自動車改造費補助事業、介護用車両購入費等補助事業、自動車運転免許取得費補助事業、自動車税減免等の周知を行い、制度の利用促進を図ります。	市【継続】
7-エ-4	市内循環バス「ぐるりん」等の運賃等の割引	コミュニティバス（「ぐるりん」、「よしいバス」、「はるバス」及び「高崎アリーナシャトル」）を利用した際、障害者手帳等の提示により運賃の助成を行います。	市【継続】
7-エ-5	ぐるりんタクシー	高齢化率の高い地域（倉渕・榛名、吉井地域等）において、高齢者等交通弱者の移動手段である「おとしよりぐるりんタクシー」や、中心市街地内の手軽な移動手段である「お店ぐるりんタクシー」を乗り降り自由、利用料無料、予約不要等で運行します。	市【継続】
7-エ-6	地域公共交通バリア解消促進事業	タクシー事業者等がユニバーサルデザインタクシーを導入する際の購入費を補助する等、障害のある人や高齢者をはじめ、誰もが公共交通を利用しやすい環境づくりを推進します。	市【継続】

(オ) コミュニケーション環境の整備推進

現状と課題

- ・手話通訳者の資格取得に長い期間を要することから、手話通訳者がなかなか増えない状況があります。
- ・対面で支援を行う手話通訳者の派遣について、新型コロナウイルス等の感染が懸念されます。
- ・文字等の情報を、視覚障害のある人の重要な情報ツールである点字や音声にして伝える点訳者や音訳者の数が不足しています。
- ・障害の種類や状態に応じた情報伝達が求められています。
- ・各障害者団体に属さない障害のある人への情報共有が必要です。

施策の方向性

- ・障害のある人に対しコミュニケーション支援を行う人材（手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員等）を確保するため、支援に対する理解の周知啓発を推進します。
- ・手話通訳者や要約筆記者等の養成講座やイベント等を開催し、手話に対する理解・普及を推進します。なお、手話養成講座においてはより多くの人に手話を知ってもらうため、受講しやすいプログラムに向けた工夫を行います。
- ・市職員研修を実施し、障害のある人へのコミュニケーション支援の推進を図ります。
- ・手話通訳者が同行・同席しなくてもコミュニケーション支援が図れるよう、遠隔手話サービスを推進します。
- ・「点字広報」や「声の広報」等の発行、市主催の講演会やイベントへの手話通訳者等の配置、市ホームページのアクセシビリティへの配慮及び安心ほっとメールの活用等、高齢者や障害のある人等誰もが様々な情報を平等かつ適切に得られるよう情報のバリアフリー化を推進します。
- ・市からの郵便物に点字を活用する等、視覚障害のある人が把握しやすい情報提供を行います。
- ・ピクトサイン、点字案内及び音声誘導装置等を活用し、公共施設におけるわかりやすい案内を推進します。
- ・市立図書館において、デジタル録音された図書資料の拡充や対面朗読の利用促進を図り、視覚障害のある人に対する情報提供を推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容	事業主体
7-オ-1	市からの情報発信	広報高崎、ホームページ、ラジオ高崎等の各種メディアを通じて市からの情報発信を行います。また、「点字広報」や「声の広報」等により、障害のある人に対しても適切に情報発信を行います。	市【継続】
7-オ-2	窓口対応支援	障害のある人等コミュニケーション支援が必要な人に対し、筆談・要約筆記、手話通訳等の支援を行い、窓口業務の向上を図ります。	市【継続】
7-オ-3	緊急時における情報発信	災害等に関する緊急情報を安心ほっとメールで配信し、防犯や防災の推進を図ります。	市【継続】
7-オ-4	コミュニケーション支援者の養成事業	視覚や聴覚障害のある人に対しコミュニケーション支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の養成講座を開催し、人材育成を図ります。	市【継続】
7-オ-5	コミュニケーション支援者の派遣事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害のある人のコミュニケーション支援を推進します。	市【継続】
7-オ-6	手話の普及促進事業	手話講座、手話イベントの開催及び「やってみよう手話」の配信を通じ、手話への理解と普及を促進します。なお、より多くの人に講座を受講してもらうよう、プログラムの工夫を図ります。	市【継続】
7-オ-7	市職員研修の推進	市職員に対し、手話や筆談等の研修の実施及び手話動画の配信を行い、障害のある人へのコミュニケーション支援や合理的配慮の提供を推進します。	市【継続】
7-オ-8	点字による情報発信	視覚障害のある人に対し、水道料金のお知らせをはじめ、市からの郵便物に点字を使用し、わかりやすい情報の発信を図ります。	市【継続】
7-オ-9 【再掲】 (3-オ-3)	遠隔手話サービスの実施	手話通訳者の同行・同席が難しい場合に、スマートフォン等を活用し、聴覚障害のある人のコミュニケーション支援を推進します。	市【新規】

用語の説明

あ行

あくせしびりてい アクセシビリティ (P 77)

情報やサービス等がどれくらい利用しやすいか、特に障害のある人や高齢者等が不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

いぞんしょう 依存症 (P 28、P 30、P 35、P 36)

アルコール・薬物・ギャンブル等、特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、やめられない、ほどほどにできない状態。自分ではコントロールができなくなった結果、本人や家族等の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。

いりょうてきけあ 医療的ケア (P 58、P 69、P 70)

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

えすえぬえす SNS (P 28)

【Social Networking Service】人と人との繋がりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。パソコンやスマートフォンアプリ等で閲覧・利用することができる。参加者はプロフィールや趣味を公開し、日記の掲載、情報交換等を行うことができる。ソーシャルネットワーキングサービス。

えんかくしゆわきーびす 遠隔手話サービス (P 44、P 77、P 78)

聴覚障害者へ意思疎通支援を行うため、市が設置したタブレットと聴覚障害者のスマートフォン・タブレット端末・パソコン等の情報通信器を通じて行う手話サービスのこと。

か行

かくかぞく 核家族 (P 62、P 70)

家族形態の一つで、「夫婦のみ」、「夫婦と未婚の子ども」、「父親また母親とその未婚の子ども」の世帯。

きかんそうだんしえんせんたー
基幹相談支援センター（P 37、P 38、P 40、P 54、P 55、P 56、P 59）

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う機関。

きょうせいしゃかい
共生社会（P 27、P 28）

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごと繋がることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

きょうどうこうどうしょうがい
強度行動障害（P 39、P 41、P 58、P 69）

他害や自傷行為が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

けんこうじゅみょう
健康寿命（P 66、P 67）

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、健康的に自立した生活ができる生存期間のこと。

けんりょうこ
権利擁護（P 23、P 24、P 37）

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人の権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

こーでいねーと　こーでいねーたー
コーディネーター・コーディネーター

（P 32、P 54、P 55、P 58、P 59、P 69）

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を行うこと（人）。

はったつしえんせんたー
こども発達支援センター（P 60、P 61、P 63、P 64）

高崎市こども発達支援センター。発達に不安のある子どもとその保護者及び関係機関を総合的にサポートし、0歳児から中学卒業までを対象に一貫した支援を行う。

こみゆにてい
コミュニティ（P 70、P 71、P 75、P 76）

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

さ行

さんみつ
三密（P 44）

集団感染が発生しやすい空間の総称。「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」を指す。

じーびーえす
GPS（P 71）

【Global Positioning System】全地球無線測位システム。約30個のGPS衛星のうち、上空にある数個の衛星から受信した時刻信号の到達時間等から、地球上の電波受信者の位置を3次元測位するシステム。

しみんこうけんにん
市民後見人（P 23、P 24）

弁護士や司法書士等の専門職や親族以外の一般市民による後見人。

しょうがいがくしゅう
生涯学習（P 28、P 33）

学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等、人々が生涯に様々な場や機会において行う学習のこと。

しょうがいしゃぎやくたいぼうしせんたー
障害者虐待防止センター（P 25、P 26）

障害者虐待に関する相談・通報・届出を24時間365日受け付け、障害者虐待の防止や養護者の支援に関して、広報・啓発活動を行う。

しょうがいしゃぎやくたいぼうしさいさくきょうぎかい
障害者虐待防止対策協議会（P 25、P 26）

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的に、専門分野間のネットワークを構築して、地域における虐待防止の対策を協議する場。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法（P 27）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成28年4月に施行された。

しょうがいしゃしえんきょうぎかい
障害者支援協議会（P 23、P 27、P 37、P 38、P 58、P 59、P 69）

障害のある人が抱える様々なニーズに対応していくために、地域における障害のある人等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について官民一体となり協議を行う場。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんたー
障害者就業・生活支援センター（P 46、P 47、P 48）

就業支援や生活支援を必要とする障害のある人に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業と、それに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練の斡旋等、障害のある人の職業生活における自立を図るために必要な支援を行う。

しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう
障害者優先調達推進法（P 49）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を目的として平成25年4月1日に施行された。

しんたいしょうがいしゃほじょけんほう
身体障害者補助犬法（P 27）

身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害のある人の義務等を定めるとともに、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害のある人の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害のある人の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的として平成14年10月に施行された。

すきるあっぷ
スキルアップ（P 26、P 42）

腕前を上げること。技術力を高めること。仕事に必要な技能や技術を身につけたり、レベルアップしたりすることを指す。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度（P 23、P 24）

認知症や知的障害・精神障害等の理由で判断能力が不十分な方に代わり、代理人が生活と財産を保護する制度。

そうだんしえんじぎょうしょ
相談支援事業所（P 23、P 29、P 37、P 38、P 41、P 46、P 54、P 55、
P 56、P 57、P 58、P 59、P 65、P 69）

障害のある人やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供等を行う。

た行

たうんもびりてい
タウンモビリティ（P 72、P 73）

大規模な小売店や商店街の施設等をバリアフリー化し、障害のある人や高齢者等、移動に困難がある人に対して電動スクーターや車椅子を貸し出して、利用を助ける制度。イギリスで、「ショップモビリティ」として行われている取組をモデルとしている。

ちいきかつどうしえんせんたー
地域活動支援センター（P 34、P 41、P 49、P 51）

障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

ちいきていちゃくしえんせんたー
地域定着支援センター（P 40）

福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者が福祉サービスに繋がるようコーディネート業務等を行う機関。

でまえこうざ
出前講座（P 29）

職員等を講師として、市民の学習会や地域の集まりに無料で派遣を行い、開催する講座。

とくていほけんしどう
特定保健指導（P 67）

平成20年4月から医療保険加入者に義務づけられた健診・保健指導であり、40歳以上75歳未満の被保険者及び被扶養者を対象とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の予防・解消に重点を置いた生活習慣病予防を目的に実施されている。

とくべつしえんがっこう
特別支援学校（P 41、P 63、P 65）

障害のある人等が、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を受けて、学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

な行

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業（P 23、P 24）

精神や知的の障害、又は高齢により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している人又は在宅で生活する予定の人に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書等の大切な書類の預かり等のお手伝いを行う。

のーまらいぜーしょん
ノーマライゼーション（P 28、P 29）

障害のある人や高齢者等を特別視するのではなく、普通の生活が送れるよう条件を整えることで、一般社会の中で共に生きる社会こそが本来の望ましい姿であるとする考え方。

は行

はちまるごうまるもんだい
8050問題（P 54）

80歳代の親が50歳代の子どもを経済的に支える必要がある状態及びそこから派生する問題。

はったつしょうがい がくしゅうしょうがい ちゅういけつかんたどうせいしょうがい こうはんせい
発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害）

（P 28、P 30、P 63、P 64）

主に先天性の脳機能障害が原因となる発達の遅れや偏りのこと。対人関係や行動のコントロール等に支障を生じる状態。精神障害や知能障害を伴う場合もある。

ばりあふりー バリアフリー (P 72、P 73、P 75、P 77)

障害のある人や高齢者が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供等に生じるさまざまな障壁を含めて、それらを取り除くことをいう。

ばりあふりーしんぽう バリアフリー新法 (P 72)

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。ハートビル法及び交通バリアフリー法を統合し、平成18年に制定。公共交通機関の施設や車両、道路、駐車場、公園施設、建築物等の構造や設備を整備し、障害のある人や高齢者等の利便性や安全性の向上の促進を図ることを目的とする。

ぴあ・かうんせりんぐ ピア・カウンセリング (P 29)

【peer counseling】（ピアは仲間の意）同じ病気や障害を持っている等、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング。

障害について誰より良く知っているのは、障害のあるその人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考えのもとに、障害のある人の相談には障害のある人があたっていくことをいう。

ひきこもり (P 28、P 30、P 36)

社会生活に対してストレスを強く感じる事等、様々な原因から自宅や自室に長期間閉じこもり、他人や社会と接触しないで生活する状態。

びくとさいん ピクトサイン (P 77)

何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（マーク）のこと。主に鉄道駅や空港等の公共空間で使用され、文字による表現の代わりに視覚的な図で表現することで、言語の違いによる制約を受けずに情報の伝達を行うことができる。

ふおろーあっぷ フォローアップ (P 46)

一度行ったことを強化したり効果を確認したりするために、その後の進展等を継続的に調査すること等をいう。

ふくしゆうしやううんそ
福祉有償運送（P 50、P 51）

NPO法人や社会福祉法人等が、介護を必要とする高齢者や障害のある人等、公共交通機関を利用して移動することが困難な方に対して、通院、通所等を目的に有償で行う移送サービス。

ほうていこようりつ
法定雇用率（P 46、P 47、P 48）

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の障害のある人を雇用しなければならない。

や行

ゆにばーさるでざいん
ユニバーサルデザイン（P 72、P 73、P 76）

障害の有無に関係なく「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という考え方のもとで、製品・建物・環境等をデザインすること。デザイン対象を障害のある人に限定していない点が、一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

ゆにばーさるでざいんせいさくたいこう
ユニバーサルデザイン政策大綱（P 72）

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための基本理念と施策。国土交通省が策定し、平成17年7月に発表された。

ようやくひっき
要約筆記（P 77、P 78）

主に中途失聴者等、手話を利用していない聴覚障害のある人への情報確保手段の一つ。話されている内容を要約筆記者が要約し、紙やパソコンへの表示等、文字として伝達する。

ら行

リハビリテーションりはびりてーしょん（P 6 6、P 6 8）

事故・疾病で後遺症が残った人等を対象に、その能力を回復させるために行う訓練や療法。広義には、社会生活関係で脱落・背離した人に対する回復のための支援サービス。教育・職業・心理等の分野がある。社会復帰。リハビリ。

わ行

ワンストップわんすとっぷ（P 3 5、P 3 6、P 5 4）

ひとつの場所で様々な用事が足りること。

第6次高崎市障害者福祉計画
令和3年度～令和8年度（2021年度～2026年度）

発行 高崎市
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1
電話 027-321-1111（代表）
ホームページ <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>

編集 福祉部 障害福祉課
発行日 令和3年（2021年）3月